

秩父市高齢者福祉計画

～高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画～

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月

秩 父 市

はじめに

秩父市では、「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」を将来都市像に掲げ、市民との協働による「日本一しあわせなまち」を目指し、高齢者福祉計画においては、「高齢者の尊厳が保たれ住み慣れた地域で安心して住み続けられるまち（助けあい温もりの感じられるまち）」を基本理念としています。

本市の高齢者を取り巻く現況は、総人口が減少していますが、高齢者人口は増加が続いており、令和7年には高齢化率が35%を超えると予測されています。平成27年に、秩父郡市医師会等と医療・介護の連携を図りながら高齢者支援に取り組む「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を秩父地域1市4町により立ち上げ、高齢者人口の増加とともに、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加も懸念され、在宅医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的かつ継続的に提供する「地域包括ケアシステム」を進めてまいりました。

一方、令和2年に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境の大きな変更を強いられました。このような非常時において、地域で生活する高齢者を支える相談・支援がさらに高まっています。

こうした動向も視野に入れ、今回策定した計画では、引き続き「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を推進するとともに、市の最上位計画である「秩父市総合振興計画」及び地方創生を目的として策定した「秩父市総合戦略」との調和を図り、「市民 誰もが生涯活躍できるまちづくり」を目指します。

計画を推進するためには、市民の皆様をはじめ関係者と一体となった取り組みが必要不可欠でありますので、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、策定委員の皆様をはじめ各関係機関の皆様、アンケート調査やパブリックコメントなど貴重なご意見やご提言をいただきました皆様方に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和3年3月

秩父市長 久喜邦康



第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画の基本的な性格.....	1
第2章 高齢者をめぐる現状.....	4
第1節 高齢者等の現状.....	4
第3章 高齢者施策の評価及び課題と対応.....	8
第1節 アンケート調査結果を踏まえた課題と対応.....	8
第2節 第7期計画の評価及び課題と対応.....	19
第4章 計画の基本的考え方.....	24
第1節 基本理念.....	24
第2節 基本的な考え方.....	25
第5章 介護保険対象外サービス等の推進.....	34
第1節 元気なまちづくりの推進.....	34
第2節 在宅福祉サービス.....	37
第3節 地域福祉活動の推進.....	40
第4節 施設サービス.....	42
第5節 生きがいづくり・主体的活動への支援.....	47
第6節 高齢者が安心・安全に暮らせるまちづくりの推進.....	50
第6章 介護保険サービス等の推進.....	52
第1節 介護保険サービス.....	52
第2節 介護保険事業費の見込み.....	71
第3節 地域支援事業.....	73
第4節 保険給付費等の見込みと保険料の算定.....	81
第7章 要介護状態となることの予防及び重度化防止.....	85
第8章 計画推進のために.....	86

資料編.....	88
1 計画策定の経緯.....	88
2 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会設置要綱.....	90
3 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿.....	92
4 秩父市高齢者福祉計画等検討委員会委員名簿.....	93
5 秩父市高齢者福祉計画等検討委員会作業部会委員名簿.....	94
6 秩父市高齢者福祉計画等事務局名簿.....	95

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本的な性格

1 計画策定の趣旨

現在わが国は、高齢化が急速に進行し、令和7年にはいわゆる団塊の世代と呼ばれる方たちがすべて75歳以上を迎え、令和22年は団塊ジュニア世代が65歳以上になり、かつて経験したことのない超高齢化社会になります。介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することや、高齢者の単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されています。

そのような超高齢化社会の中では、予想される介護需要に対応できる介護離職ゼロの実現に向けたサービス、基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえることが必要です。また、地域共生社会の実現にあたっては、多様な経路で社会とつながり参画できるよう、包括的な支援体制の整備を図ることが求められています。

「人生100年時代」を前提に、豊かな人生を享受できる社会の実現を目指すためには、高齢者の知識・技術・経験が活かせる場や機会の確保と提供が今まで以上に重要な課題となります。高齢者であっても健康で元気な方は多く、仕事のみならず社会のあらゆる場面で活躍されているのを目にすることができます。

また、高齢者福祉という面でも、サービスの受け手だけでなく、高齢者自身がサービスの提供者となることに大きな期待が寄せられます。こうした中、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割をもって活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要です。上記のような「共生」と「予防」を車の両輪とした施策が、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、推進されています。

さらに、現状の介護人材不足に加え、令和7年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となっています。

このため、介護人材の確保について、介護保険事業計画に取組方針等を記載し、都道府県と連携しながら進めることが求められるとともに、総合事業等の担い手の確保、介護現場の業務改善や文書削減、ロボット・ICTの活用による効率化を強化することが重要とされています。

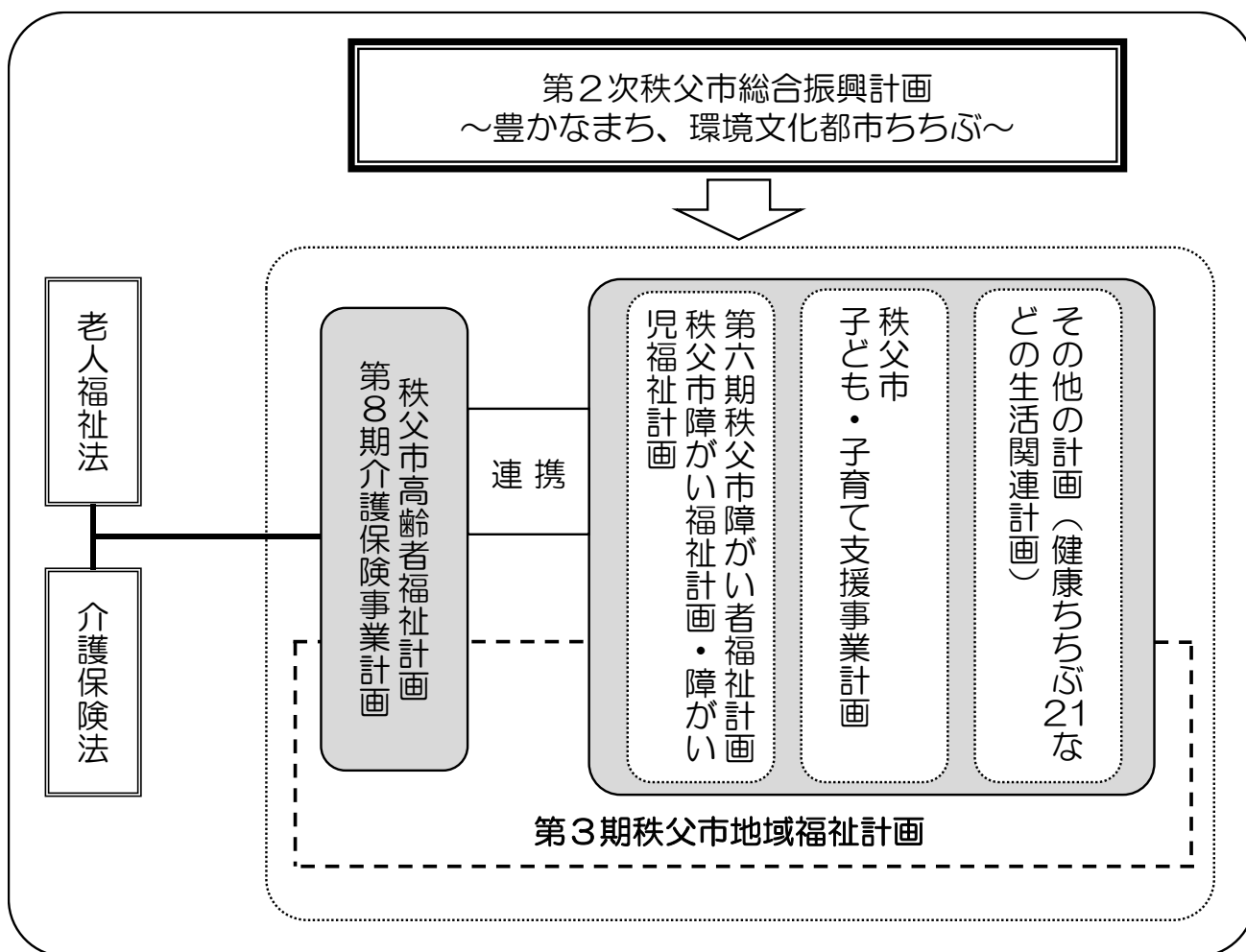
秩父市では、上記の趣旨を踏まえ、「秩父市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）」（以下、「第7期計画」という。）に基づいて、各種施策を推進してきました。

このたび、第7期計画期間が満了を迎えるにあたり、団塊の世代が75歳以上となる令和7年はもちろんのこと、更にその先の令和22年を見据え、今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会づくりのために、これまでの施策の実施状況や課題を検証し「秩父市高齢者福祉計画（高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）」を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は要介護状態となった高齢者や、その家族に対する支援をはじめ、健康な高齢者が要介護状態になることを防止するための介護予防事業、福祉事業、生きがい対策を含めた、市の高齢者福祉全般にわたる計画である「市町村老人福祉計画」（老人福祉法第20条の8に基づく法定計画）と、介護保険事業の円滑な運営を図るための「市町村介護保険事業計画」（介護保険法第117条に基づく法定計画）を一体化して策定します。

また、第2次秩父市総合振興計画を上位計画とし、第3期地域福祉計画の理念や方向性、保健・福祉分野等の個別計画との整合性を図り、連携のとれた計画となります。



3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。また、3年ごとに見直しを行うものとし、令和5年度に見直しを行います。

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
秩父市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	第7期計画期間			第8期計画期間		

4 計画の策定体制

(1) 策定委員会による審議

本計画の策定（見直し）にあたっては、保健福祉関係者や学識経験者、市民代表からなる「秩父市高齢者福祉計画等策定委員会」を開催し、審議を行いました。

(2) 日常生活圏域ニーズ調査等の実施

秩父市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画においては、「地域包括ケア」を更に進化・推進するため、地域の高齢者の状況や地域課題などを把握することが重要となります。

国は、高齢者の状況や地域の課題をよりの確に把握する手法として「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を推奨しており、本市においても、65歳以上の一般高齢者を対象として同調査を実施し、加えて、在宅介護の実態と課題を把握するため、65歳以上の要支援・要介護認定者を対象として、「在宅介護実態調査」を行いました。

(3) 庁内における計画策定体制

庁内においては、関係部局等による「秩父市高齢者福祉計画等検討委員会」を設置するとともに、委員会に各部局担当者による作業部会を設置し、計画内容の検討にあたりました。

(4) パブリックコメントの実施

広く市民の皆様からご意見等をいただくため、計画案に対するパブリックコメントを実施いたしました。

第2章 高齢者をめぐる現状

第1節 高齢者等の現状

1 高齢者等の現状と将来推計

市の総人口は減少傾向にあり、平成28年の64,989人から令和2年には61,667人となり、3,322人の減少となっています。その一方で高齢者人口は平成28年の19,872人から増加傾向にあり、令和2年には20,567人となり、695人の増加となっています。また、高齢化率は上昇傾向にあり、平成28年の30.5%から令和2年には33.3%と2.77ポイント上昇しています。県(26.1%)、国(31.5%)の高齢化率を上回っています。

■総人口・世帯数の推移

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人口(人)	64,989	64,168	63,365	62,513	61,667
世帯(世帯)	26,381	26,343	26,363	26,386	26,388
65歳以上人口(人)	19,872	20,107	20,267	20,479	20,567
高齢化率(%)	30.5	31.3	31.9	32.7	33.3
県・高齢化率(%)	25.4	25.9	26.3	26.6	26.1
国・高齢化率(%)	29.9	30.4	30.8	31.2	31.5

注) 秩父市住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

県・高齢化率：総務省統計局(各年10月1日現在)、令和2年は住民基本台帳(1月1日現在)

国・高齢化率：総務省統計局(各年4月1日現在)

年齢階級別人口の推移では、前期高齢者、後期高齢者ともに増加傾向にあり、令和2年には、前期高齢者が9,651人、構成比15.6%、後期高齢者が10,916人、構成比17.7%となっています。

人口の将来推計では、総人口は減少傾向にあり、第8期計画の最終年の令和5年には59,009人となり、更に減少傾向が続き、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年には57,180人になると予測されています。一方、高齢化率は上昇傾向が続き、令和7年には35.7%まで上昇すると予測されています。

※高齢者—65歳以上の人口

前期高齢者—65歳から75歳未満の人口 後期高齢者—75歳以上の人口

高齢化率—総人口に占める65歳以上人口の割合

■人口の推移

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総人口（人）	64,989	64,168	63,365	62,513	61,667
高齢者数（人）	19,872	20,107	20,267	20,479	20,567
高齢化率（％）	30.5	31.3	31.9	32.7	33.3
65～69 歳（人）	5,413	5,560	5,322	5,191	4,927
70～74 歳（人）	3,930	3,904	4,185	4,362	4,724
前期高齢者計（人）	9,343	9,464	9,507	9,553	9,651
前期高齢者率（％）	14.3	14.7	15.0	15.2	15.6
75～79 歳（人）	3,864	3,899	3,824	3,918	3,888
80～84 歳（人）	3,361	3,337	3,334	3,339	3,201
85 歳以上（人）	3,304	3,407	3,602	3,669	3,827
後期高齢者計（人）	10,529	10,643	10,760	10,926	10,916
後期高齢者率（％）	16.2	16.5	16.9	17.4	17.7
40～64 歳（人）	22,002	21,644	21,263	20,870	20,527
対総人口比率（％）	33.8	33.7	33.5	33.3	33.2

注）秩父市住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

■人口の将来推計

区分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 7 年
総人口（人）	60,788	59,915	59,009	57,180
高齢者数（人）	20,609	20,595	20,543	20,457
高齢化率（％）	33.9	34.3	34.8	35.7
65～69 歳（人）	4,783	4,581	4,472	4,304
70～74 歳（人）	5,138	5,263	5,048	4,669
前期高齢者計（人）	9,921	9,844	9,520	8,973
前期高齢者率（％）	16.3	16.4	16.1	15.6
75～79 歳（人）	3,553	3,523	3,788	4,281
80～84 歳（人）	3,197	3,232	3,174	3,216
85 歳以上（人）	3,938	3,996	4,061	3,987
後期高齢者計（人）	10,688	10,751	11,023	11,484
後期高齢者率（％）	17.5	17.9	18.6	20.0
40～64 歳（人）	20,137	19,887	19,579	18,959
対総人口比率（％）	33.1	33.1	33.1	33.1

注）表記の数値は、平成 26 年～令和元年の実績人口を基にコーホート変化率法により算出した推計人口

2 高齢者のいる世帯の状況（平成27年国勢調査時）

世帯の状況をみると、総世帯数は平成12年を境に減少傾向にあり、平成27年では23,989世帯となっています。高齢者世帯数は平成12年から平成17年にかけて減少していますが、そのほかは概ね増加傾向にあり、平成17年の10,603世帯が、平成27年には12,750世帯となり、10年間で2,147世帯の増加となっています。総世帯に占める高齢者世帯数の割合は、平成27年では53.1%となっています。また、高齢者世帯の推移でも、単身世帯と夫婦世帯が増加し続けており、両世帯を合わせると平成27年では高齢者世帯の52.4%を占めています。

■世帯の状況

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数（世帯）	23,907	24,641	24,365	24,103	23,989
高齢者世帯数（世帯）	9,474	10,856	10,603	12,138	12,750
構成比（%）	39.6	44.1	43.5	50.4	53.1

注1）表記の数値は、国勢調査数値（各年10月1日現在）

注2）高齢者世帯は65歳以上の方がいる世帯数

■高齢者世帯の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者世帯数（世帯）	9,474	10,856	10,603	12,138	12,750
単身世帯（世帯）	1,387	1,845	2,243	2,686	3,104
構成比（%）	14.6	17.0	21.2	22.1	24.3
夫婦世帯（世帯）	2,175	2,704	2,902	3,081	3,581
構成比（%）	23.0	24.9	27.4	25.4	28.1
同居世帯（世帯）	5,912	6,307	5,458	6,371	6,065
構成比（%）	62.4	58.1	51.5	52.5	47.6

注1）表記の数値は、国勢調査数値（各年10月1日現在）

注2）構成比の計算は、端数処理するため、多少の誤差が生じます。

注3）単身世帯は65歳以上の方の一人暮らし世帯数

注4）夫婦世帯は夫が65歳以上、妻が60歳以上の世帯数

注5）同居世帯は上記注3、注4を除いた65歳以上の方がいる世帯数

■高齢者世帯の内訳（平成27年）

区分	65歳未満のみの世帯	65歳以上のいる世帯			合計
		高齢者単身	高齢者夫婦	高齢者同居	
世帯数（世帯）	11,239	3,104	3,581	6,065	23,989
構成比（%）	46.9	12.9	14.9	25.3	100.0

注）表記の数値は、国勢調査数値（平成27年10月1日現在）

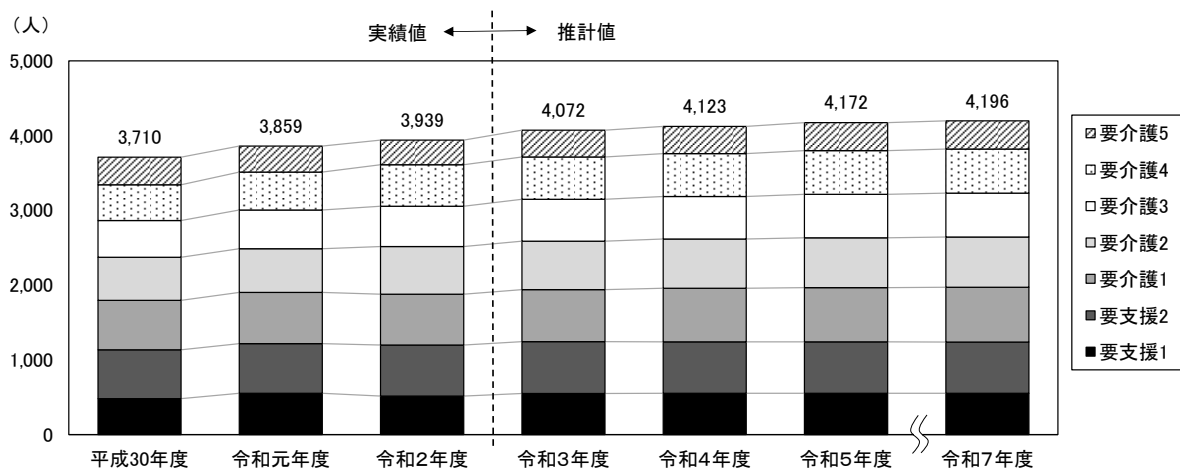
3 要介護等認定者の推移と推計

要介護・要支援認定者数は、第7期計画当初の平成30年度では3,710人でしたが、令和2年度には3,939人となっています。また、第8期計画期間中における要介護・要支援認定者数の将来推計では、令和3年度に4,072人、令和4年度に4,123人、令和5年度に4,172人となることが予測されています。

■65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者数の推移と推計

区分	実績値←			→推計値			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総人口(人)	63,365	62,513	61,667	60,788	59,915	59,009	57,180
65歳以上人口(人)	20,267	20,479	20,567	20,609	20,595	20,543	20,457
要支援1	481	551	514	548	551	551	551
構成比(%)	2.3	2.6	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6
要支援2	654	664	683	695	690	689	687
構成比(%)	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
要介護1	661	686	681	697	715	724	732
構成比(%)	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.5	3.5
要介護2	576	585	637	648	660	667	673
構成比(%)	2.8	2.8	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2
要介護3	491	517	539	559	569	583	588
構成比(%)	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7	2.8	2.8
要介護4	479	509	555	566	573	584	589
構成比(%)	2.6	2.4	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8
要介護5	368	347	330	359	365	374	376
構成比(%)	1.8	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8
合計	3,710	3,859	3,939	4,072	4,123	4,172	4,196
構成比(%)	18.3	18.9	19.2	19.8	20.1	20.4	20.6

注1) 表記の数値は、介護保険事業状況報告10月月報を基に、厚生労働省作成の地域包括ケア「見える化」システムを用いて算出したものです。(※令和2年度は介護保険事業状況報告9月月報)



第3章 高齢者施策の評価及び課題と対応

第1節 アンケート調査結果を踏まえた課題と対応

1 調査の概要

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画においては、「地域包括ケアシステム」の深化・推進のために、地域の高齢者の状況や地域課題などを把握することが重要となります。そのため、本市では、高齢者の状況や地域の課題をより明確に把握するために、国が推奨する「日常生活圏域ニーズ調査」に市独自項目を追加し、「秩父市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」として実施しました。

また、在宅介護の実態と課題を把握するため、「在宅介護実態調査」を同時に実施しました。

■調査対象

調査の種類	対象
①高齢者に関するアンケート調査 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	市内に在住する65歳以上の高齢者で要支援・要介護認定を受けていない方から無作為抽出した方
②在宅介護実態調査	市内に在住する65歳以上の高齢者で要支援・要介護認定を受けている方

■調査期間

調査の種類	対象
①高齢者に関するアンケート調査	令和2年6月
②在宅介護実態調査	

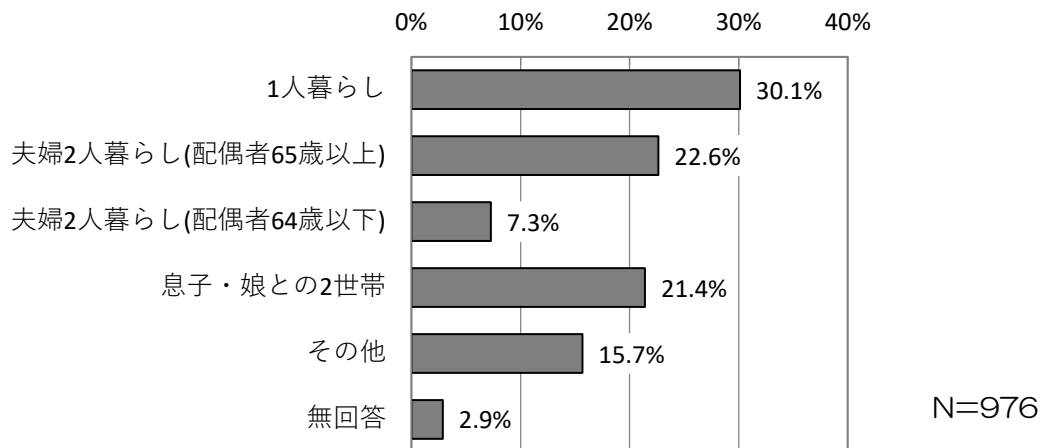
■回収結果

調査の種類	配布数	有効回答数	有効回収率
①高齢者に関するアンケート調査	1,300件	976件	75.0%
②在宅介護実態調査	300件	195件	65.0%

2 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果

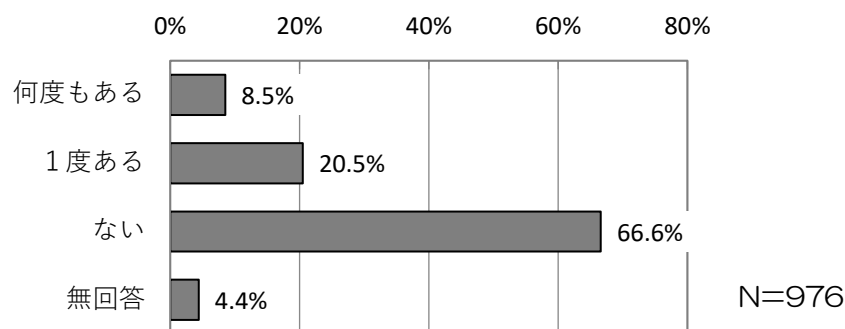
(1) 家族構成をお教えてください

家族構成では、「1人暮らし」が30.1%と最も高く、次いで「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が22.6%、「息子・娘との2世帯」が21.4%となっています。



(2) 過去1年間に転んだ経験がありますか

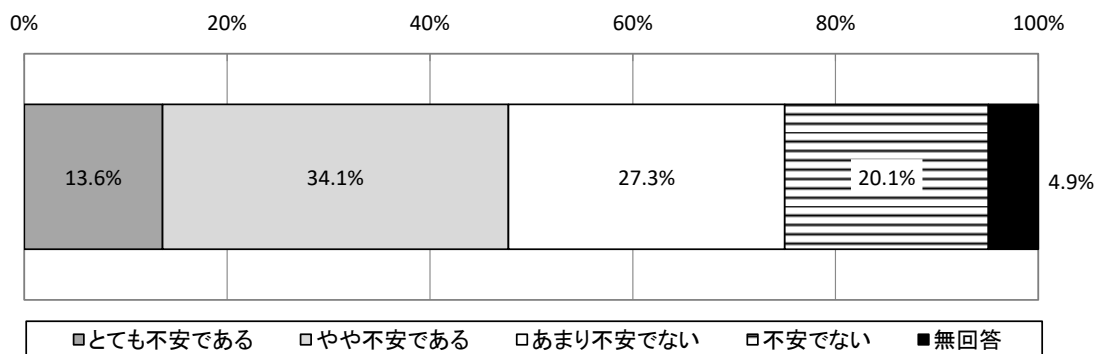
過去1年間の転んだ経験がありますかでは、「ない」が66.6%と最も高く、次いで「1度ある」が20.5%、「何度もある」が8.5%となっています。



(3) 転倒に対する不安は大きいですか

転倒に対する不安は大きいですかでは、「やや不安である」が34.1%と最も高く、「やや不安である」と合わせて47.7%の方が「不安である」と回答しています。

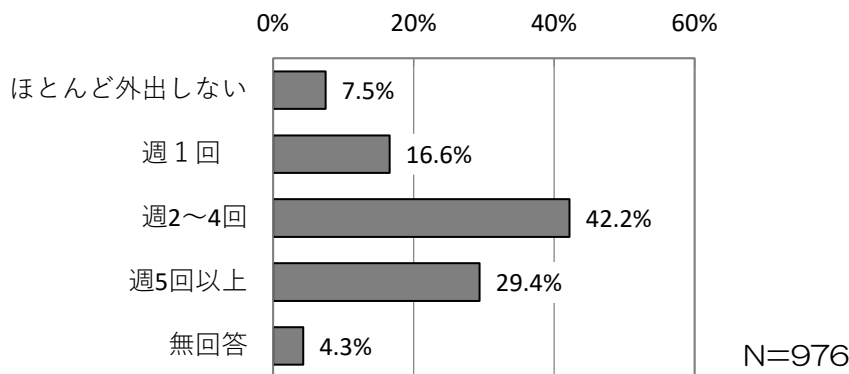
「あまり不安でない」が27.3%、「不安でない」が20.1%となっています。



N=976

(4) 週に1回以上は外出していますか

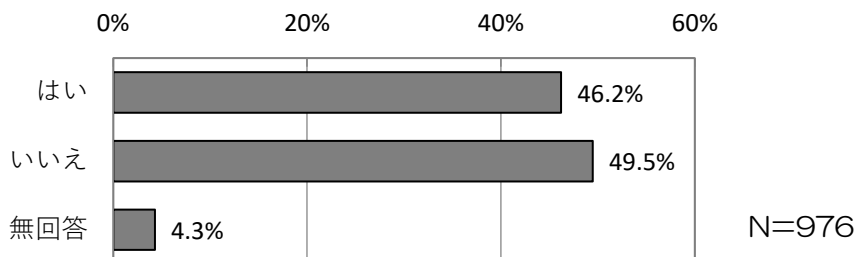
週1回以上の外出をしているかでは、「週2~4回」が42.2%と最も高く、次いで「週5回以上」が29.4%、「週1回」が16.6%となっています。



N=976

(5) 外出を控えていますか

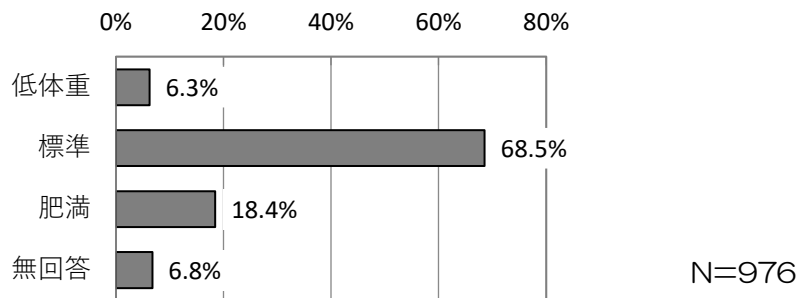
外出を控えているかでは、「いいえ」が49.5%、「はい」が46.2%となっています。



N=976

(6) 身長・体重

身長と体重をもとにBMIを算出すると「標準」が68.5%と最も高く、次いで「肥満」が18.4%、「低体重」が6.3%となっています。



※BMI

体重と身長の関係から算出される肥満度を示す体格指数。体重(グラム)を身長(センチ)の2乗で割る。

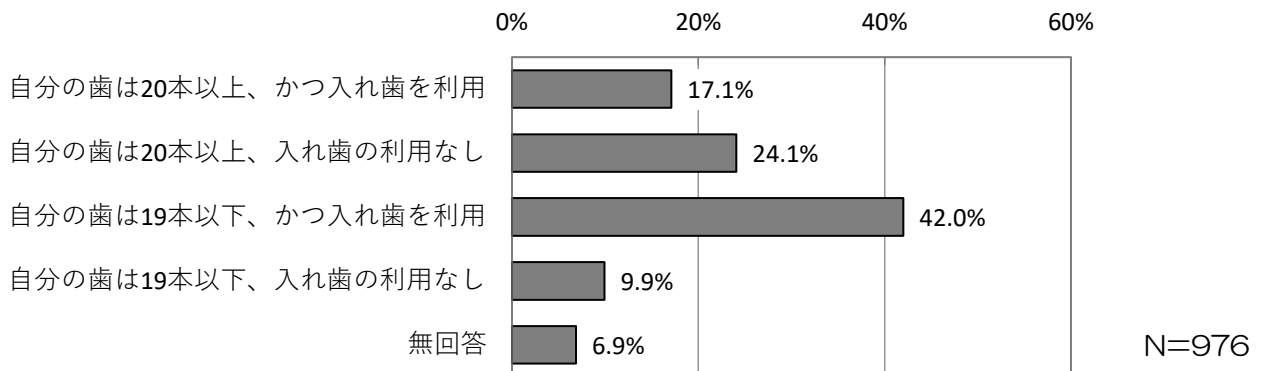
$$BMI = \text{体重 kg} \div (\text{身長 m})^2$$

18.5未満：低体重 18.5～25未満：標準 25～30未満：肥満(1度)

30～35未満：肥満(2度) 35～40未満：肥満(3度)

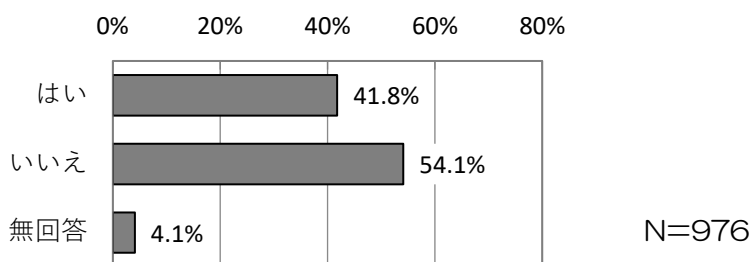
(6) 歯の数と入れ歯の利用状況をお教えてください

歯の数と入れ歯の利用状況では、「自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用」が42.0%と最も高く、次いで「自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし」が24.1%、「自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用」が17.1%となっています。



(7) 物忘れが多いと感じますか

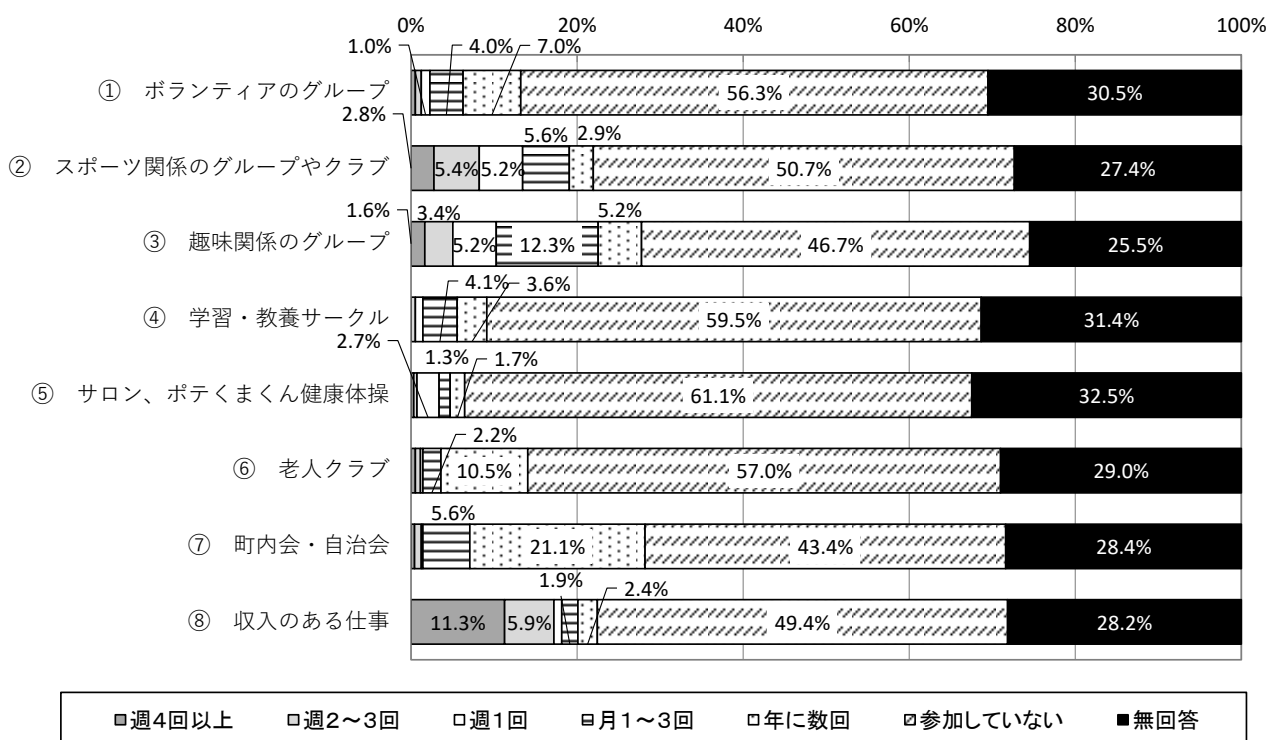
物忘れが多いと感じるかでは、「いいえ」が54.1%、「はい」が41.8%となっています。



(8) 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

すべての項目で「参加していない」の割合が最も高くなっており、4割から6割程度となっています。

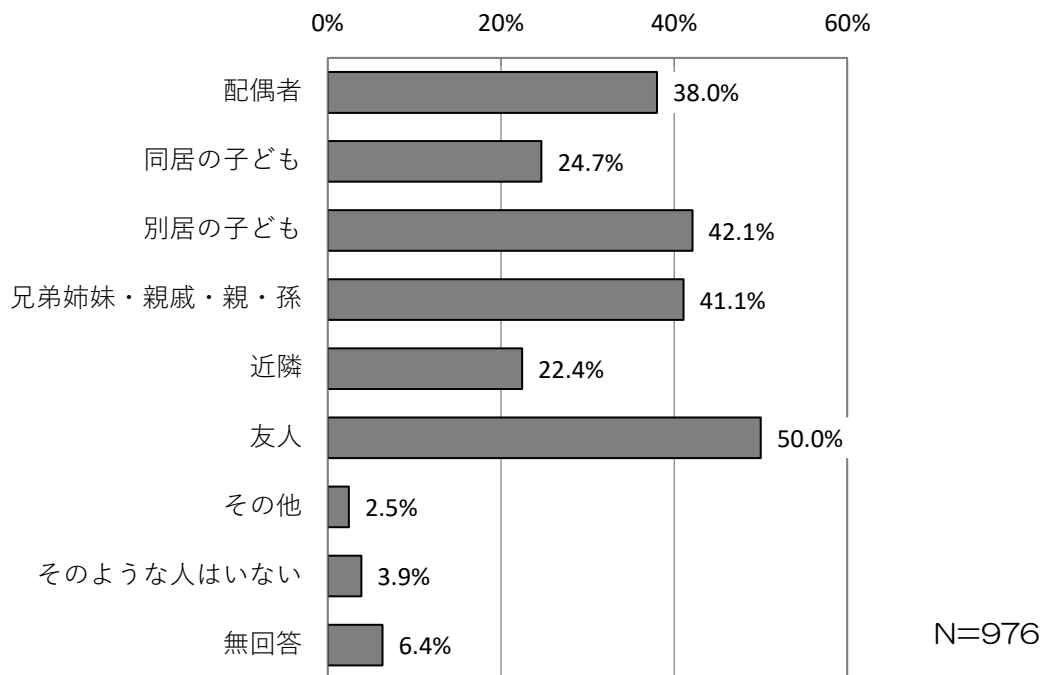
参加頻度が高い項目については、「⑧収入のある仕事」で週4回以上が11.3%、「③趣味関係のグループ」で月1～3回が12.3%、「⑦町内会・自治会」で年に数回が21.1%となっています。



N=976

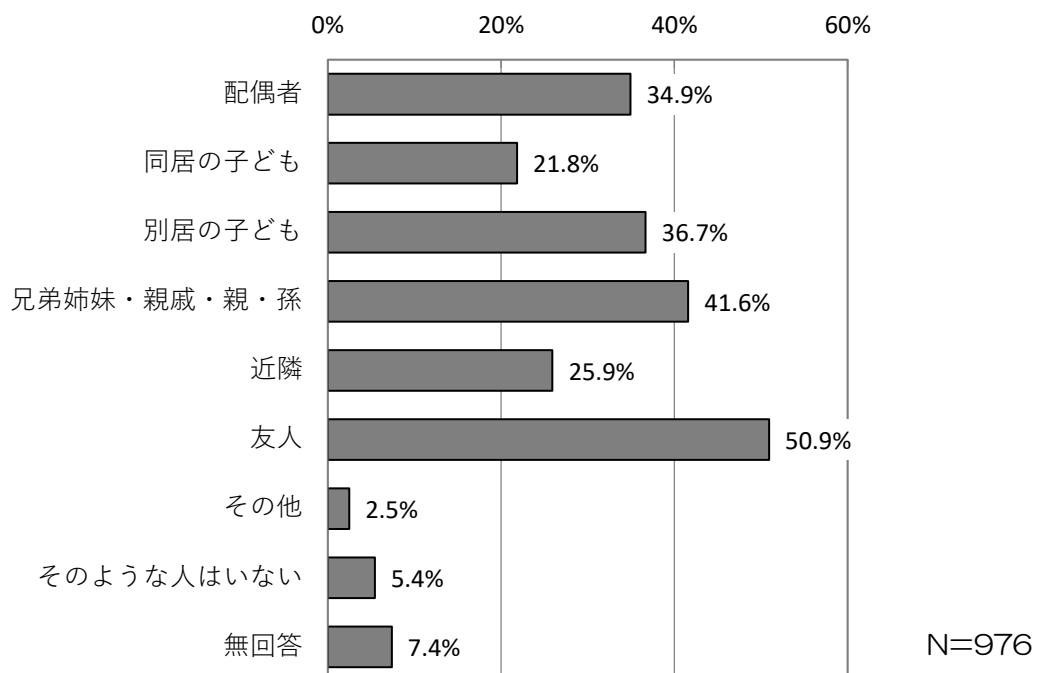
(9) あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人

あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人では、「友人」が50.0%と最も高く、次いで「別居の子ども」が42.1%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が41.1%となっています。



(2) 反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人

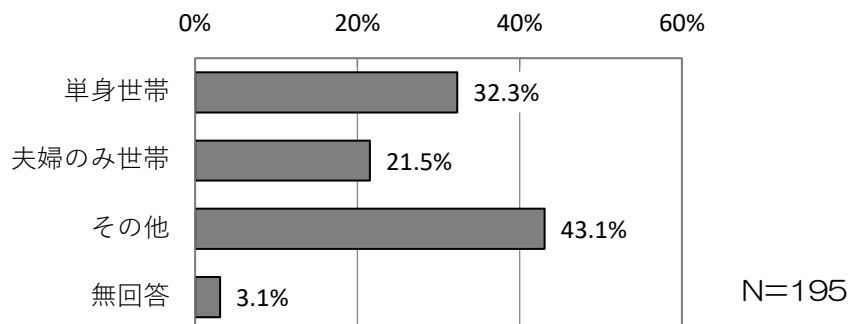
あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人では、「友人」が50.9%と最も高く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が41.6%、「別居の子ども」が36.7%となっています。



3 在宅介護実態調査結果（抜粋）

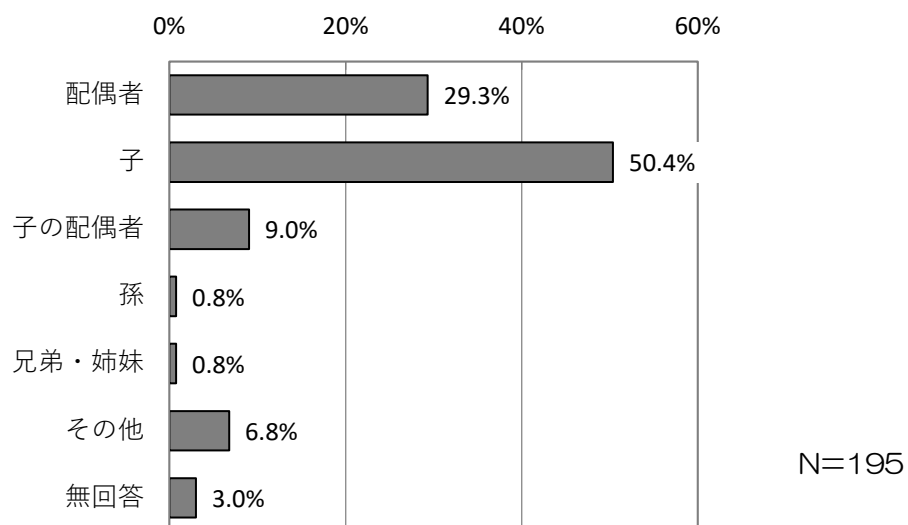
（1）世帯類型について

世帯類型では、「その他」が43.1%と最も高く、次いで「単身世帯」が32.3%、「夫婦のみ世帯」が21.5%となっています。



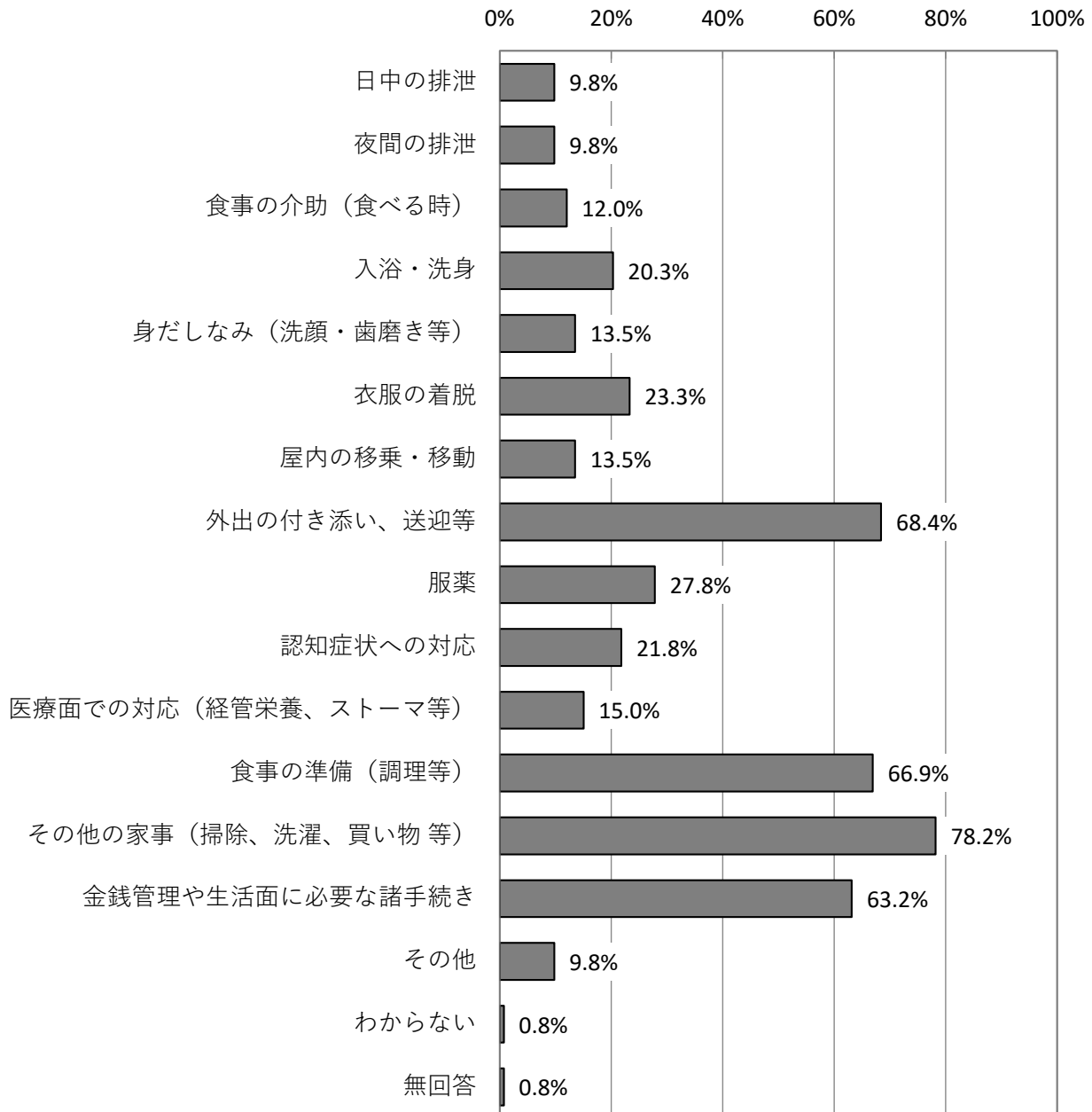
（2）主な介護者の方は、どなたですか

主な介護者では、「子」が50.4%と最も高く、次いで「配偶者」が29.3%、「子の配偶者」が9.0%となっています。



(3) 現在、主な介護者の方が行っている介護等について

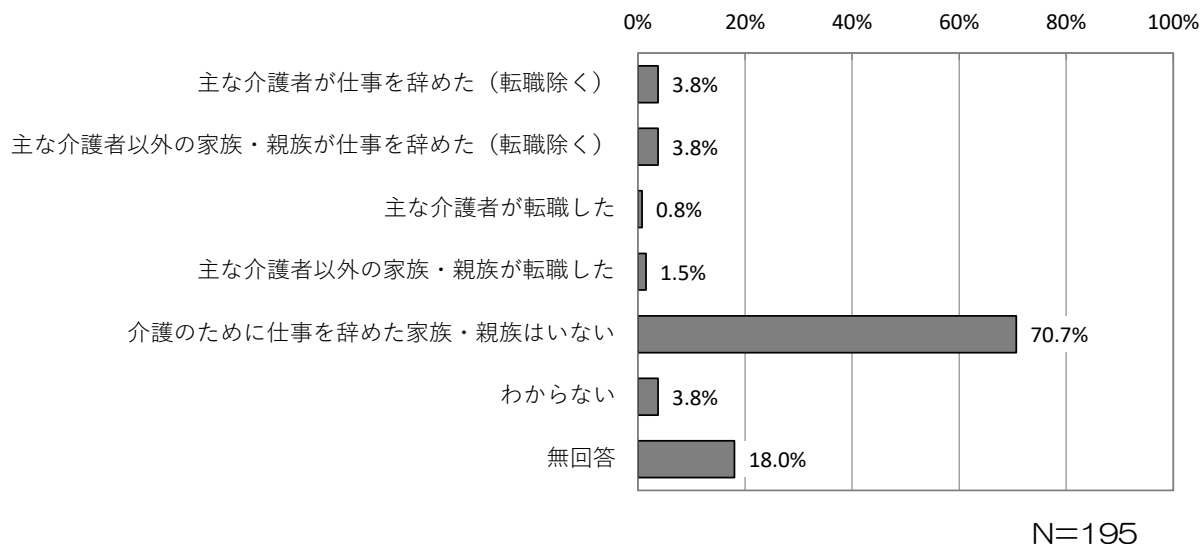
主な介護者の方が行っている介護等では、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が78.2%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が68.4%、「食事の準備(調理等)」が66.9%となっています。



N=195

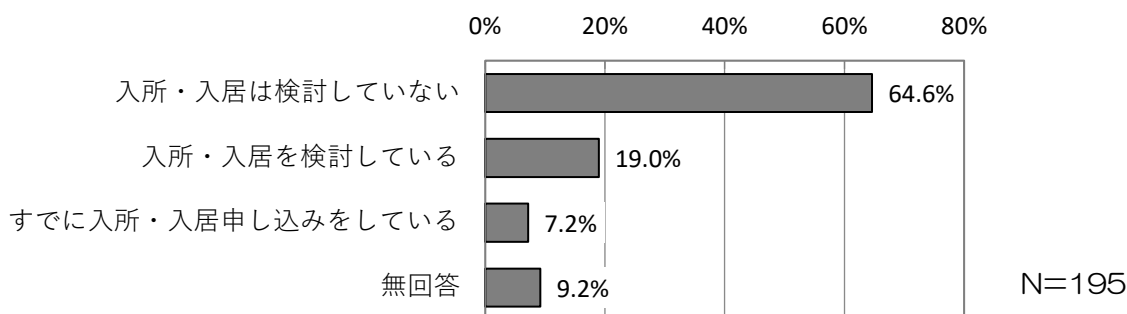
(4) ご家族やご親族の中で、ご本人の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか

ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかでは、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が70.7%と最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」、「わからない」が同率で3.8%となっています。



(5) 現時点での、施設等[※]への入所・入居の検討状況について

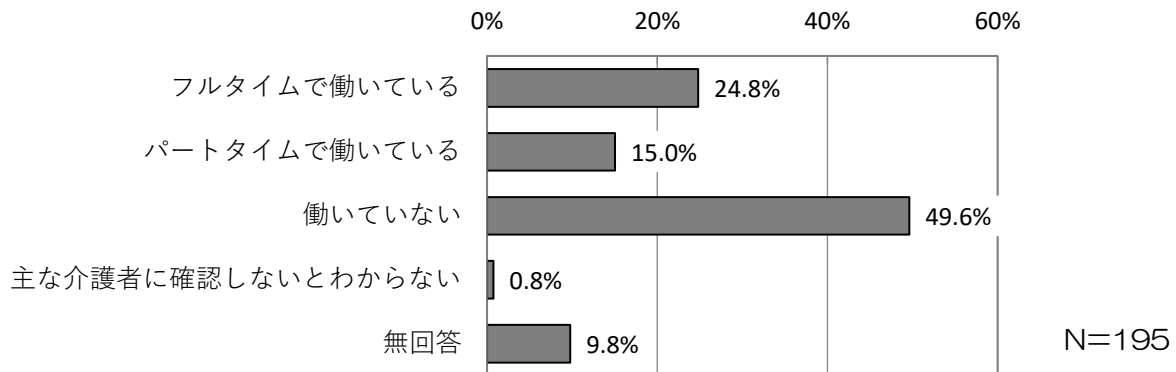
現時点での、施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が64.6%と最も高く、次いで「入所・入居を検討している」が19.0%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が7.2%となっています。



※「施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

(6) 主な介護者の方の現在の勤務形態について

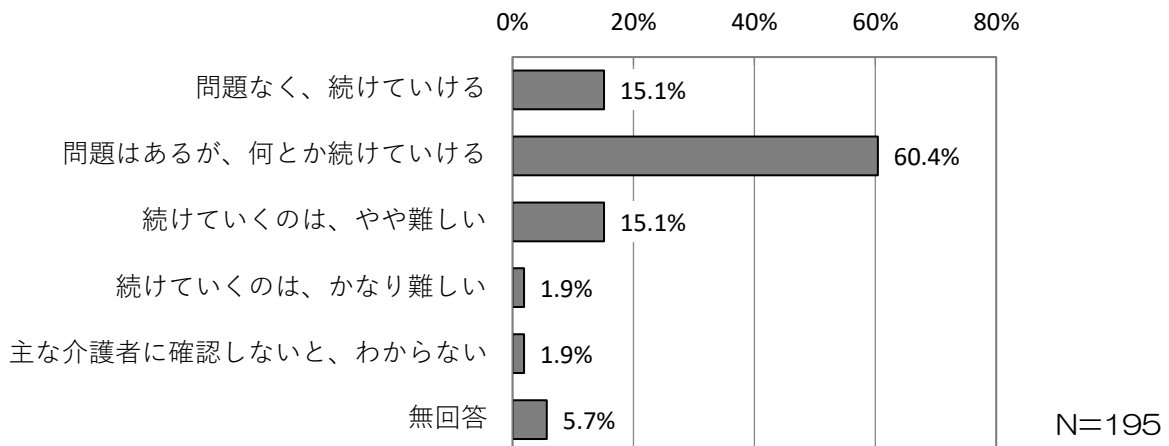
主な介護者の方の現在の勤務形態については、「働いていない」が49.6%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が24.8%、「パートタイムで働いている」が15.0%となっています。



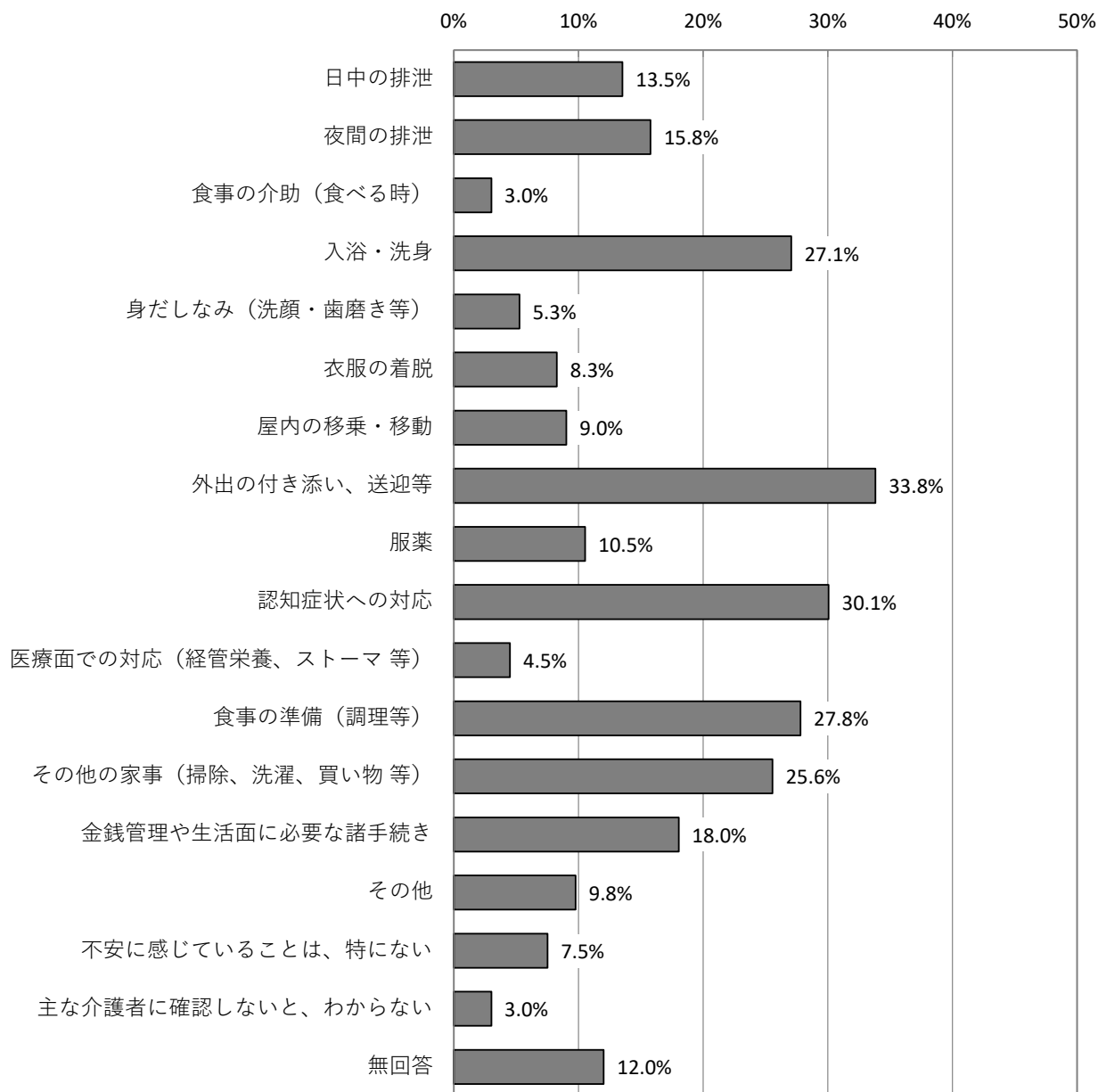
(6) で「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答した方にお伺いします。

(7) 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか

今後も働きながら介護を続けていけるかでは、「問題はあるが、何とか続けていける」が60.4%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」、「続けていくのは、やや難しい」が同率で15.1%となっています。



(8) 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について介護者の方が不安を感じる介護等については、「外出の付き添い、送迎等」が33.8%と最も高く、次いで「認知症状への対応」が30.1%、「食事の準備（調理等）」が27.8%となっています。



N=195

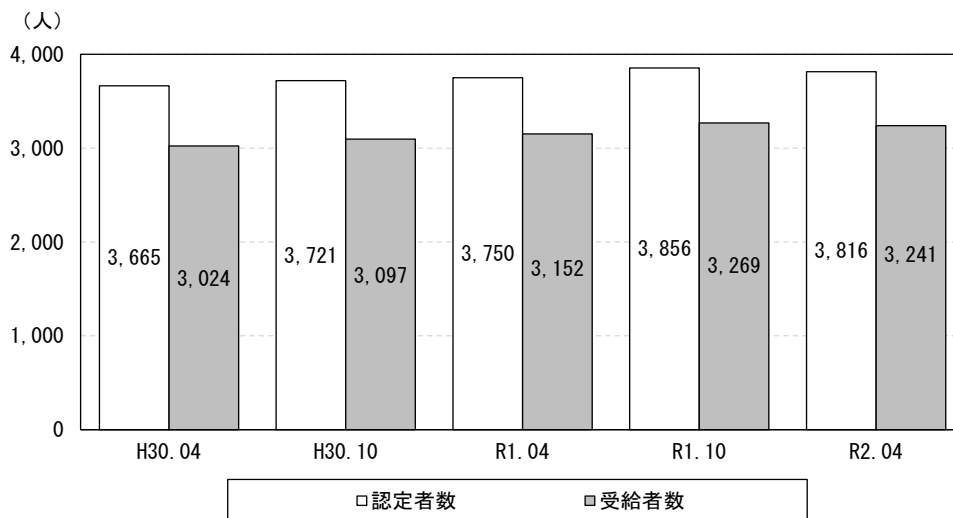
第2節 第7期計画の評価及び課題と対応

1 介護給付実績の状況

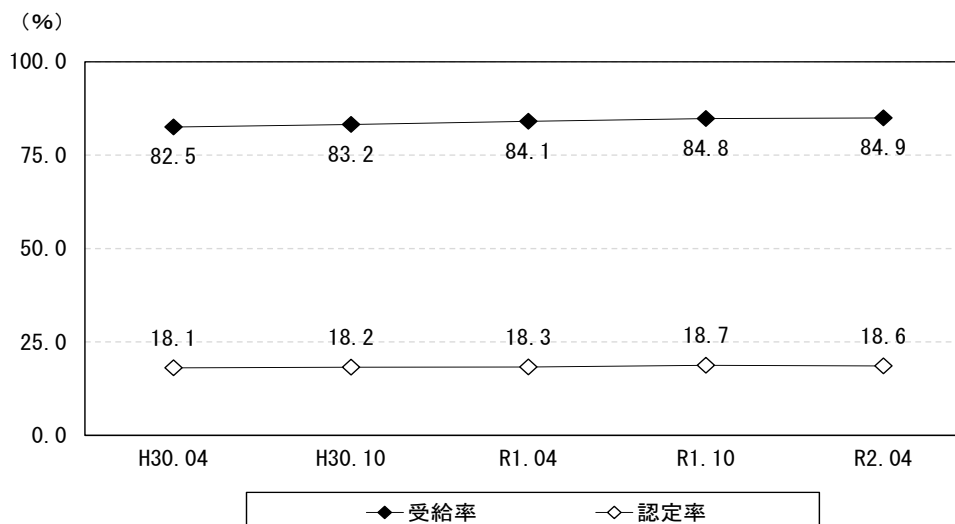
(1) 認定者と受給者等の状況

平成30年4月の要支援・要介護認定者数は3,665人、認定率は18.1%となっています。認定者数は増加傾向で推移しており、令和2年4月の受給者数は3,241人、受給率は84.9%となっています。

■認定者と受給者^{※1}



■認定率^{※2}と受給率^{※3}



資料：介護保険事業状況報告

※1 受給者：要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用している人数。

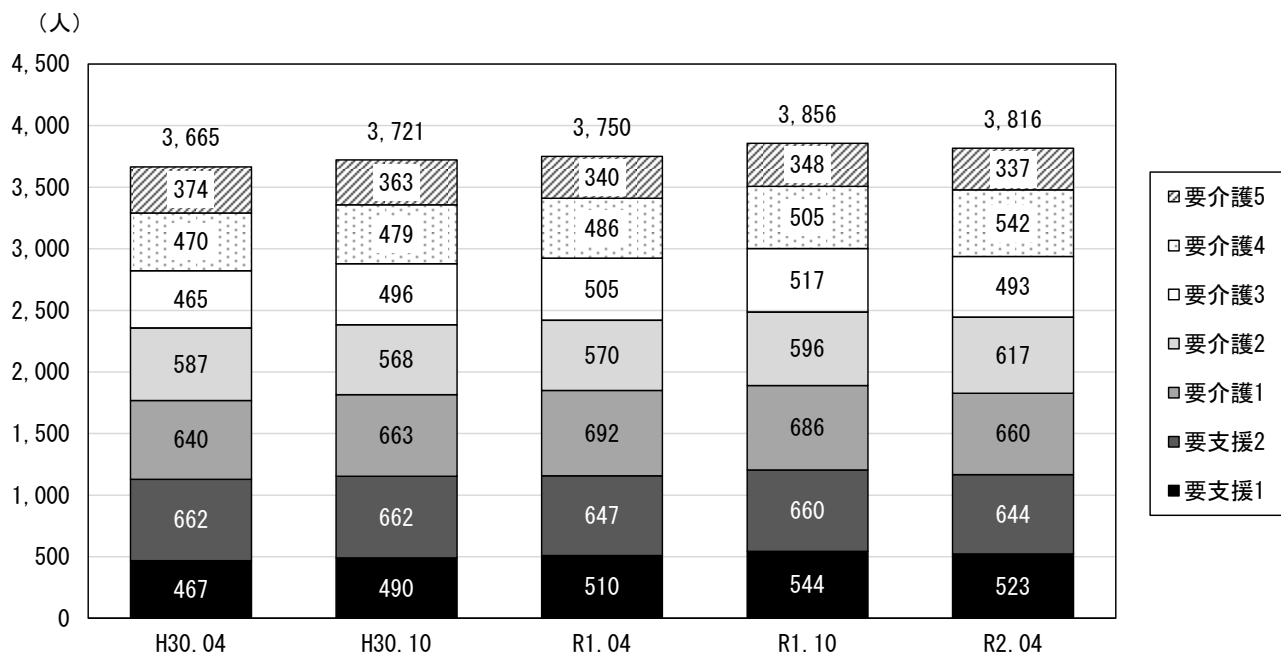
※2 認定率：要介護認定者数を65歳以上人口で割った割合。

※3 受給率：要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用している人の割合（受給者÷認定者）

令和2年4月の要支援・要介護度別の認定者数は、要支援認定者が1,167人(30.6%)、要介護認定者が2,649人(69.4%)と、おおむね3：7の比率になっています。

平成30年4月と比較すると、認定者全体では151人増加しており、要支援認定者が38人、要介護認定者が113人増加しています。

■要支援・要介護度別認定者数



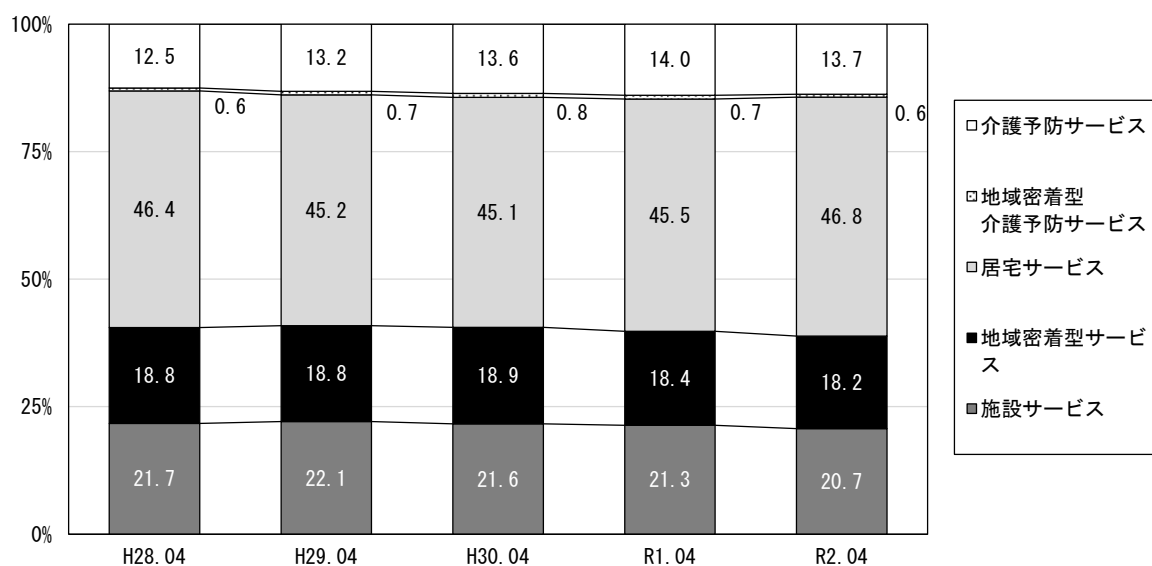
資料：介護保険事業状況報告

(2) 予防・介護給付別の利用状況

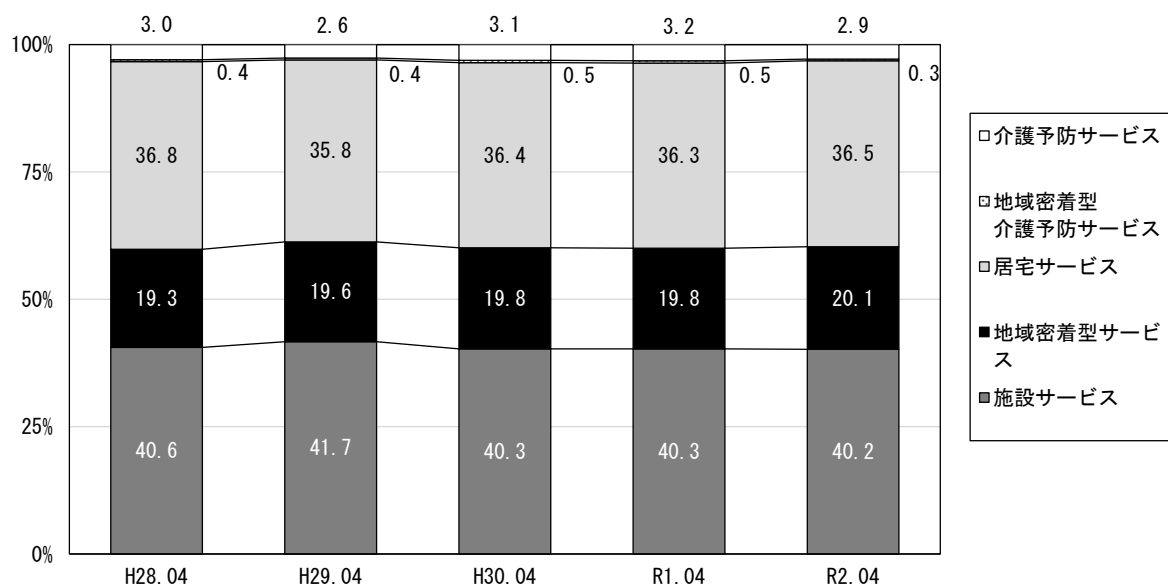
介護保険サービス利用者数に対する介護予防サービス利用者の割合は、令和2年4月の時点で13.7%となっており、同月の給付費の割合は2.9%となっています。

介護給付サービスをみると、令和2年4月の利用者の割合は、居宅サービスが46.8%、施設サービスが20.7%、地域密着型サービスが18.2%となっています。

■ 予防・介護給付別の利用者数の割合



■ 予防・介護給付別の給付費の割合



注) 第2号被保険者を含む。

資料：介護保険事業状況報告

2 第7期計画における重点取組の評価及び課題と今後の対応

第7期計画では、地域包括ケアシステム推進のための重点取組として、(1)在宅医療・介護連携の推進、(2)認知症施策の推進、(3)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、(4)地域ケア会議の推進、(5)高齢者の居住安定に係る施策との連携、の5つの項目が重点項目として位置付けられています。

これら5項目に対する第7期計画期間中での取組・評価、課題等については、以下のとおりとなります。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが重要であることから、秩父郡市医師会等との連携を強化し、在宅医療・介護連携推進事業を推進しています。

今後も、ちちぶ在宅医療・介護連携相談室を核として、医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、秩父郡市医師会等と連携し地域の実情を把握・分析したうえで、重度化防止を図りながら在宅医療・介護連携の推進に努める必要があります。

また、地域住民に対して、医療及び介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、的確な情報提供及びわかりやすく丁寧な説明を行っていくことや関連施策との連携を図ることが重要です。

(2) 認知症施策の推進

認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、相談対応の充実を図るとともに「認知症カフェ」、「個人参加型の認知症サポーター養成講座」や「認知症サポーターのフォローアップ研修」等を実施し、地域で認知症の人を支える体制づくりに取り組んでいます。「認知症サポーター養成講座」については、認知症に関する知識の普及を図るため、継続して実施し、より参加しやすく、多くの方が受講できるよう事業を推進しております。

また、認知症の早期判断・早期対応に向けた取組として、認知症初期集中支援チームを、(医)全和会の協力のもと、秩父地域1市4町合同チームを配置し、秩父地域における認知症支援体制の構築を図っています。

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが必要です。

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加するなか、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療・介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を同時に図っていくことが不可欠です。また、地域の中で役割を持って活動・生活することが生きがいや介護予防にもつながっていきます。

また、地域包括支援センター及び秩父市社会福祉協議会と協議体を設置し、生活支援コーディネーターを配置するなど、地域資源の把握等を進めています。

今後も、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくために、生活支援・介護予防サービスの提供体制の基盤整備を進める必要があります。

さらに、第8期においては、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置を検討する必要があります。

（４）地域ケア会議の推進

高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した尊厳ある生活を営むことができるよう、要介護状態等の予防または重度化防止を推進するとともに、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤を整備するため、民生委員や自治会等の地域の支援者・団体、専門的支援を有する多職種を交えた地域ケア会議を設置しております。

今後も、ちちぶ版地域包括ケアシステムをちちぶ圏域全体で実現するため、「地域ケア会議」において、その地域の特性等を把握し、その地域にあった地域包括ケアシステムを協議・構築していく必要があります。

（５）高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現が、保健・医療・介護などサービス提供の前提となります。

今後も、低所得者や家族からの支援が受けられない高齢者のために、生活支援ハウスの更なる活用を図り、また、高齢者住まいの受け皿となりうる有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、県と連携し設置状況等の必要な情報の把握に努める必要があります。

第4章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念

高齢者の尊厳が保たれ 住み慣れた地域で安心して住み続けられるまち (助けあい温もりの感じられるまち)

本計画を推進するためには、第一に「高齢者の意思を尊重する」社会とすることが重要です。介護が必要になったり、何らかの社会的な支援が必要になった時にも、自身の社会的役割を自覚し、要介護状態が悪化することを予防し、その有する能力の維持向上に努め、地域とのつながりを保ちながら、高齢者自らの意思によって様々なサービスや支援を受けることのできる社会を目指します。この考えは、介護保険制度の基本理念に通ずるものです。

第二に「助けあい温もりの感じられる」地域社会とすることです。平成19年度に制定した、明日の笑顔は世代をこえて!「子育て支援・元気長寿のまち」宣言に基づき、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、高齢者の暮らしを地域社会全体で支え、住み慣れた地域や家庭で安心して通常の生活を継続でき、きめ細かなサービスを受けることが可能な共生社会を目指します。これは、在宅生活を基本としつつ、施設入所となってもできる限り近くの施設への入所が可能となる、地域に根ざしたサービスを基本とした社会です。

第三に「住み慣れた地域で安心して住み続けられる」という基本理念を持続するために、市民と市と介護事業関係者等の間で、自立支援や介護予防といった目的や、高齢者自らが健康に努め、介護予防に取り組むという意識を共有（規範的統合^{注2}）する必要があります。このような社会をつくるために、市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念を定めています。

注2：規範的統合とは、秩父市と高齢者自身や高齢者を支える人（介護事業者だけでなく、医療機関や地域の人々も含めます。）など幅広い関係者が、秩父市が示す基本方針の背景についても十分理解を深めて、目指すべき目標等を共有することを言います。具体的には、秩父市の4年後（2025年）を見据えた対策などを、秩父市、医療関係者、介護職関係者、市民自身がその対策への必要性を共に理解していくことを言います。

第2節 基本的な考え方

1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

(1) 日常生活圏域の設定

地域の高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、本市では9つの中学校区を日常生活圏域として設定しています。

日常生活圏域においては、地域包括支援センターを中心に地域の施設及びマンパワーとの連携を図り、元気な高齢者への介護予防事業から要介護高齢者に対する介護サービスまで幅広い支援を行い、地域ケア体制の中心的役割を担っていきます。

■日常生活圏域内の地区



圏域名	地区
秩父第一中学校区	宮側町、番場町、道生町、中村町（一丁目・四丁目）、桜木町、金室町、永田町、柳田町、阿保町、大畑町、滝の上町、上宮地町、中宮地町、下宮地町、大宮（上宮地町・中宮地町・下宮地町）、相生町、大野原、黒谷
秩父第二中学校区	日野田町、野坂町、大宮（日野田町・野坂町）、熊木町、上町、中町、本町、上野町、東町、中村町（二丁目・三丁目）、近戸町、別所
尾田蒔中学校区	寺尾、蒔田、田村
高篠中学校区	山田、栃谷、定峰
大田中学校区	太田、伊古田、品沢、堀切、小柱、みどりが丘
影森中学校区	久那、上影森、下影森、浦山、和泉町
吉田中学校区	下吉田、吉田久長、吉田阿熊、上吉田、吉田石間、吉田太田部
(旧)大滝中学校区	大滝、中津川、三峰
荒川中学校区	荒川久那、荒川上田野、荒川日野、荒川小野原、荒川白久、荒川贄川

※秩父市立小学校又は中学校への就学予定者に係る学校の指定に関する規則別表第2（第2条関係）のとおり

（2）ちちぶ版地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を維持できるようにするため、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度に向け、在宅医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化や推進を図る必要があります。

具体的には、第7期計画中に取り組んできた『ちちぶ版地域包括ケアシステム』の更なる推進を図るもので、地域包括支援センターが中心となり、個別のケア会議などの充実化を図り、その中で見えてくる課題や資源の把握・分析を行います。

次にそれぞれの地域で確認された課題・資源等を、各地域の代表者等が参加する秩父市のケア推進会議において整理し、政策形成にむけた検証等を行います。

また、秩父地域は、介護サービスや医療の受診状況等が秩父郡市全域にわたるケースが多く、秩父地域全体での多職種が連携したネットワークやちちぶ定住自立圏での事業を活用するため、秩父地域の1市4町の更なる連携強化を進めます。

こうした組織を有効に機能させ、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策に加え、居住に関する施策も包括的に推進するよう努めます。

■ちちぶ版地域包括ケアシステムの各組織概要**○ちちぶ圏域ケア全体会議（事務局：秩父市高齢者介護課）**

- 5市町の地域ケア推進会議と調整を図って、定住自立圏として政策提言・資源開発・行政計画を進める。
- 圏域ケア全体会議と各市町地域ケア推進会議の調整を図るため、必要に応じて担当課長会議を開催する。

○ちちぶ圏域ケア連携会議（事務局は秩父市立病院地域医療連携室）

- ちちぶ圏域内における地域課題の検討や解決事例のノウハウを蓄積し、圏域内の共通課題を抽出し、課題解決に向けた検討、調整をする。
- 抽出された課題解決に向け、必要に応じて政策・施策・資源開発等を各市町地域ケア会議や圏域ケア全体会議に提言する。
- 圏域内における医療・保健・福祉・介護・住民等が連携して、圏域内が住みやすい環境になるための連携を図る。（多職種連携の推進）
- ちちぶ圏域内における地域ケア会議同士の連携を図る。
- 委員については職能団体より選出されているが、検討内容・課題内容に応じて適宜新規委員を選出してもらう。

○5市町の地域ケア推進会議（事務局は各市町の担当課）

- 圏域ケア全体会議と圏域ケア連携会議と調整を図りながら、各市町の政策提言・資源開発を進めて行く。
- 委員は、各市町で選出。

○地域ケア会議（事務局は各市町の担当課）

- 「地域ケア会議」は、ちちぶ版地域包括ケアシステムをちちぶ圏域全体で実現するため、日常生活圏域（基本中学校区域）で、地域の特性等を把握し、その地域にあった地域包括ケアシステムを協議・構築していく。
- 委員は、各市町で選出。

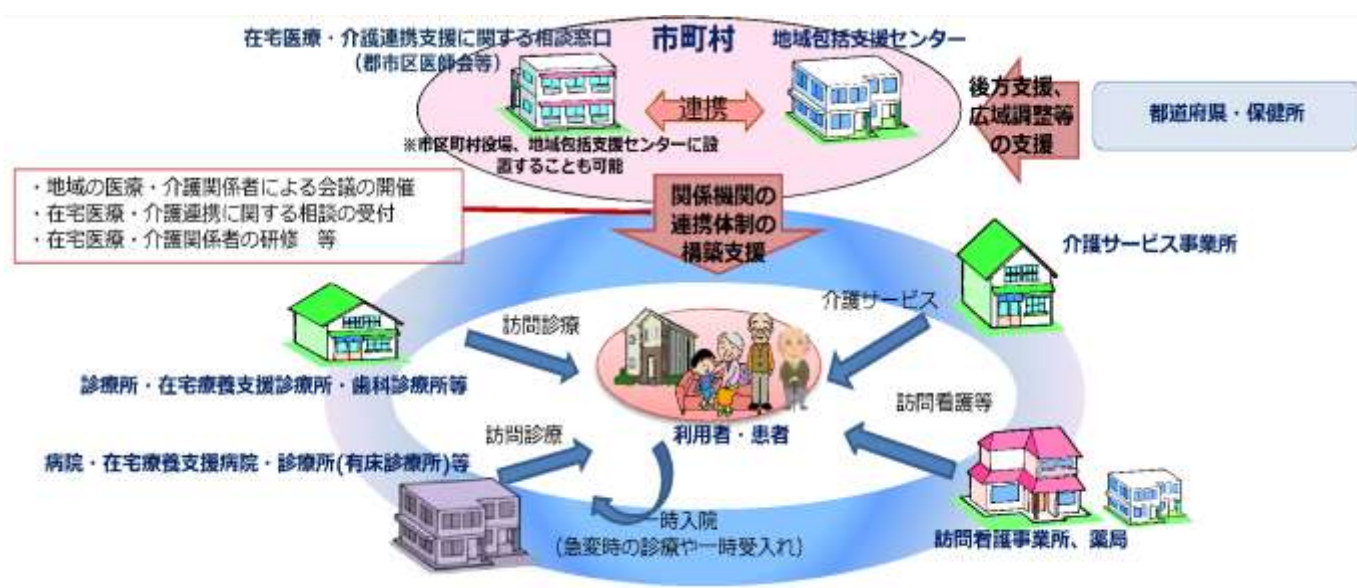
2 地域包括ケアシステム推進のための重点取組

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが重要です。引き続き、秩父郡市医師会等との連携を強化し、在宅医療・介護連携推進事業を計画的かつ効果的に推進します。

また、「ちちぶ版地域包括ケアシステム」の推進に向け、「ちちぶ在宅医療・介護連携相談室」(秩父市立病院内) のより一層の利用促進を図ってまいります。

■在宅医療・介護のイメージ図



【具体的取組内容】

- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- ④医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥医療・介護関係者の研修
- ⑦地域住民への普及啓発
- ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

(2) 認知症施策の推進

令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者の支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づいて施策を推進します。

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進します。

また、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関する情報の収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組に重点を置き事業を推進します。

①普及啓発・本人発信支援

認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の人本人からの発信支援に取り組みます。

②予防

認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進します。

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

③-1医療・ケア（早期発見・早期対応）

認知機能低下のある人（軽度認知障害を含む）や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上や連携の強化を推進します。また、医療従事者の認知症対応力向上のための取組を推進します。

③-2介護サービス

認知症の人に対して、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上のための取組を推進します。

③-3介護者への支援

認知症の人の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組を推進します。

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

④-1 認知症バリアフリーの推進

生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進します。

また、認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（以下「チームオレンジ等」という。）の構築、成年後見制度の利用促進など、地域における支援体制の整備を推進します。

④-2 若年性認知症の人への支援

若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人への支援を推進します。

④-3 社会参加支援

地域支援事業の活用等により、認知症の人の社会参加活動を促進します。

(3) 成年後見制度利用促進計画

平成 28(2016)年 5 月 13 日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

国は平成 29（2017）年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、促進法第 14 条第 1 項に基づき市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。

このことから、本市の成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進します。

(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加するなか、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療・介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を同時に図っていくことが不可欠です。また、地域の中で役割を持って活動・生活することが生きがいや介護予防にもつながっていきます。

こうした生活支援サービスや社会参加へのニーズは、地域の高齢化や社会資源等の状況に応じて様々なものが想定されるため、地域のニーズや資源の把握を行った上で、できるだけ多様な主体（NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等）の参画を得ながら連携体制を構築し、それぞれの主体の持ち味を活かした支援体制の充実・強化を図ることが必要です。

そのため、地域の体制整備を推進する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置等の生活支援体制整備事業を促進します。

(5) 地域ケア会議の推進

高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した尊厳ある生活を営むことができるよう、要介護状態等の予防または重度化防止を推進するとともに、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤を整備するため、民生委員や自治会等の地域の支援者・団体、専門的支援を有する多職種を交えた地域ケア会議を設置しております。

今後も、市及び地域包括支援センターが役割分担を行いつつ、地域課題解決のための地域ケア会議推進事業を推進します。

(6) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現が、保健・医療・介護などサービス提供の前提となります。このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に関する整備、設置状況などについて、県と連携を図っていきます。

また、市では低所得者や家族からの支援が受けられない高齢者のために、引き続き、生活支援ハウスの更なる活用を図っていきます。

なお、生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の体制を検討しつつ、高齢者の居住の確保に努めます。

(7) 地域包括ケアシステムを推進するための人員体制の拡充及び質の確保

地域包括ケアシステムを推進するために、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保等を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要です。

そのため、必要となる介護人材の確保に向け、国や県と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策を進めます。

業務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、介護分野のICT導入の検討を行います。

また、生活支援等の担い手については、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように、訪問型生活支援サービス従事者研修等を開催し担い手の確保に努めてまいります。

業務の効率化の観点からは、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めます。

3 地域包括ケアシステムを強化するための制度改正

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

第7期までの介護保険事業計画では、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025（令和7）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備を計画の目標に定めてきました。

第8期計画においては、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年の状況を視野に入れ介護需要の大きな傾向を把握し、その上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案したものを作成することが求められています。

さらに、第7期介護事業（支援）計画で目指した介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえることとされています。

(2) 地域共生社会の実現

地域共生社会の実現にあたっては、多様な経路で社会とつながり参画できるよう、包括的な支援体制の整備を図ることが求められています。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることは、介護保険制度の重要な目的です。

こうした中、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割をもって活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要です。

その前提として、介護保険制度としても、特に介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図る必要があります。

その際、一般介護予防事業を推進するための環境整備、在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化を図ることが求められています。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の定員数は大きく増加し、介護需要の受け皿としての役割を担っています。

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、住まいと生活支援を一体的に提供する施設も増えています。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況を踏まえながら、質を確保するとともにサービス基盤整備を適切に進めていくことが求められています。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者の支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づいて施策が推進されています。

「共生」とは、認知症の人が尊厳を持って認知症があってもなくても同じ社会でとともに生きることであり、「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味とされており、偏見や誤解が生じないよう「共生」を基盤としながら取り組んでいく配慮が必要であり、また、教育等の分野とも連携していくことが求められています。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、2025（令和7）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となっています。

このため、各市町村において、介護人材の確保について、介護保険事業計画に取組方針等を記載し、都道府県と連携しながら進めることが求められるとともに、総合事業等の担い手の確保、介護現場の業務改善や文書削減、ロボット・ICTの活用による効率化を強化することが重要とされています。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

災害時に要介護高齢者等が適切に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の作成や活用等の取り組みを進める際には、介護保険担当部局も連携して取り組む必要があります。また、市町村介護保険事業計画において、災害時に備えた防災部局との連携した取組等を定める場合には、市町村地域防災計画との調和に配慮することが必要です。

また、新型インフルエンザ等行動計画においては、新型インフルエンザ等の感染症の感染拡大防止の取り組みや各発生段階における市町村が実施する対策などが定められており、高齢者等への支援についても定められています。今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護保険事業計画において、新型インフルエンザ等の感染症に備えた取組等を定める場合には、市町村行動計画との調和に配慮することが必要です。

第5章 介護保険対象外サービス等の推進

第1節 元気なまちづくりの推進

- 1 健康意識の高揚による健康づくり支援
以下の4つの事業について、実施していきます。
 - a 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
 - b 自発的な健康づくりの推進
 - c 健康づくり団体の活動推進
 - d 市民参加による健康づくりの推進

【事業の概要】

- 令和元年の健保法改正による改正後の介護保険法等により、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、市町村は介護予防を進めるにあたり、高齢者保健事業と一体的に実施するよう努めるものとされました。市は一体的実施を行うにあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め、保険年金課と連携して取組を進めます。
- 市民の健康づくりと健康意識の高揚を目指し、「健康ちちぶ21」を推進し「家庭・地域で健康を分かち合い、喜び合える」「一人ひとりが自分の健康を知って、意識して行動をできる」社会の実現のため、市報や健康カレンダー、保健センターまつりや健康教育等の保健事業を通じて、健康で充実した人生づくりの知識を普及する活動に努めます。また、各健康づくり団体や関係機関に健康関連情報の提供等を行い、市民参加による健康づくり活動支援を行います。
- 秩父地域1市4町で推進する「ちちぶ定住自立圏」で、高齢に伴い増加する「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）」（筋肉や関節などの障害により要介護になるリスクの高い状態、または要介護や寝たきりになってしまう状態）の予防に役立つ「ちちぶお茶のみ体操」を推進するとともに、今後、介護予防を目的とする住民主体の地域活動の普及を図ります。
- 「サロン活動」の推進により、閉じこもり予防と社会参加による生きがいづくりを促進するなど、市民参加による健康づくりを推進します。
- 「ちちぶ定住自立圏」で様々な疾患の原因となる口腔機能の低下を防止するため、秩父郡市歯科医師会と連携を取りながら、個人の健康づくりにおける口腔機能の向上を図ります。また、口腔機能の向上の必要性について啓発します。
- 高齢者の在宅生活を充実するために、医療や介護等の情報を集約した「私の療養手帳」（「私の療養手帳」委員会、秩父郡市医師会、ちちぶ医療協議会発行）の活用を推進します。

2 健康増進事業による市民の健康支援

以下の2つの事業について、実施していきます。

- a 生活習慣病予防対策の充実
- b 健康寿命の延伸

(1) 健康手帳の交付

【事業の概要】

- 特定健康診査・保健指導の記録やその他健康の保持のために必要な事項を記載して、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、希望者に健康手帳の交付を行っています。今後も健康手帳の意義や活用方法についての理解と有効活用を推進します。

(2) 健康教育

【事業の概要】

- 生活習慣病の予防と免疫希望の強化も含めた健康についての正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、引き続き、市民の健康寿命の延伸を推進します。

(3) 健康相談

【事業の概要】

- 健康増進及び疾病予防のため、相談の必要な方に、随時、健康相談を実施して健康に関する正しい知識を普及し、市民の健康づくりを支援します。

(4) 健康診査

【事業の概要】

- 生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」を実施し、その結果から生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、自分の健康状態を自覚して生活習慣改善のための自主的な取り組みが継続して行えるよう「特定保健指導」を実施しています。

(5) 各種がん検診等

【事業の概要】

- 健康の保持増進と疾病の早期発見のため、がん検診、歯周疾患検診を実施しています。医療機関での個別検診や特定の年齢に達した方に対して、乳がん、子宮頸がん、大腸がん検診の受診促進を図るとともに、周知方法の見直しを行うなど、受診率の向上に向けた取組を推進します。

(6) 訪問指導

【事業の概要】

- 心身状況や生活状況等で保健指導が必要であると認められる方やその家族に対して、保健師や栄養士などによる訪問指導を行っています。今後も訪問指導を通して、健康に関する問題を総合的に把握し、市民の疾病予防と健康の保持、増進を図ります。

(7) 予防接種費の助成

【事業の概要】

- インフルエンザ予防接種や肺炎球菌予防接種の費用について、引き続き、助成を行うとともに、事業の周知を促進し、感染症予防に努めます。

第2節 在宅福祉サービス

1 在宅福祉サービスの充実

(1) ホームヘルプサービス事業（社会福祉協議会）

【事業の概要】

- 社会福祉協議会の会員及び同居の家族を対象に、家事や買い物、外出の付き添い等のサービスを行うものです。サービスの提供については、社会福祉協議会に登録している協力会員によって行われています。

(2) 軽度生活援助事業

【事業の概要】

- 高齢者の在宅生活の充実を図るため、身の回りの簡易な生活支援を行うものです。今後もシルバー人材センターとの連携を図るとともに、利用者のニーズや身体的・社会的状況に配慮したサービスの提供に努めます。

(3) ショートステイ事業

【事業の概要】

- 高齢者で、生活環境や心身の状況から何らかの支援が必要な高齢者やその家族について、特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム長寿荘において支援を行い、サービスを提供しています。今後も緊急時の対応を行い、高齢者やその家族が安心して生活できるよう、事業の充実を図ります。

(4) 外出支援サービス事業・移送サービス事業

【事業の概要】

- ハンディキャブ号外出支援事業は、既存の交通機関を利用することが困難な高齢者等を対象に、社会福祉協議会に委託し、主に通院や公共施設への送迎として利用されています。また、大滝・荒川地域においては、通院を目的とした移送サービス事業が行われています。今後も利用状況やニーズに対応しながら、事業を推進します。

(5) あんしんサポートねっと

【事業の概要】

- 判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが安心して生活が送れるよう定期的に専門員が訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。社会福祉協議会と連携し事業の充実を図ります。

2 その他の在宅福祉事業

(1) ねたきり老人等手当支給事業

【事業の概要】

■ねたきり老人等手当は、65歳以上の6か月以上ねたきり状態、又は重度の認知症の方を対象に支給しています。今後も、引き続き、事業を推進していきます。

支給状況 各年 3.31 現在	単 位	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
	延べ利用者数 (人)	379	353	348	374

(2) 敬老マッサージ事業

【事業の概要】

■敬老マッサージ事業は、はり・灸・マッサージの割引券を70歳以上の高齢者を対象に申請により支給しています。今後も、引き続き、事業を推進していきます。

利用状況 各年 3.31 現在	単 位	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
	延べ利用者数 (人)	237	194	280	291

(3) 敬老入浴事業

【事業の概要】

■敬老入浴事業は、65歳以上の高齢者を対象に入浴券を支給しています。今後は支給内容の見直しなど事業内容の検討を図り、展開していきます。

利用状況 各年 3.31 現在	単 位	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
	延べ利用者数 (人)	4,683	4,259	3,281	3,412

(4) 緊急通報システム

【事業の概要】

■緊急通報システムは主にひとり暮らしの高齢者及び重度の障がい者を対象とし、緊急時に携帯用無線発信機または緊急通報用電話機から秩父消防本部へ通報するものです。毎年整備が進められ、令和元年度末現在で402台が設置されています。今後も、引き続き、事業を推進します。

整備状況 各年 3.31 現在	単 位	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
	台数 (台)	417	404	410	402

(5) 配食サービス

【事業の概要】

- 自分で食事の支度をすることが困難であり、同居の親族等から食事を受けられない状況にある高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供し、併せて利用者の安否も確認できる配食サービスを実施しています。今後は事業内容や対象要件などの検討を図り、引き続き、事業を推進していきます。

第3節 地域福祉活動の推進

1 担い手の育成

(1) 社会福祉協議会

【事業の概要】

- 社会福祉協議会は、秩父市における民間の福祉活動機関の中心として、市の委託事業などをはじめ様々な福祉事業を展開しています。今後も社会福祉協議会と市が連携し、地域福祉活動を担う地域住民主体の組織化とともに、地域住民の主体的参加による地域福祉活動の拡大や事業の充実を図りながら、多様な福祉サービスの展開を推進して活動を支援します。

(2) シルバー人材センター

【事業の概要】

- 高齢者への軽度生活援助や外出の付添いなど、シルバー人材センターが行う福祉的事業を積極的に支援しています。今後も身近できめ細かな地域福祉活動を担う組織として連携強化を図ります。

(3) 老人クラブ

【事業の概要】

- 老人クラブでは、高齢者の生活を豊かにし、生きがいを高めるための様々な事業を行っています。今後は、小地域におけるきめ細かい福祉活動の担い手として老人クラブ活動を支援するとともに、老人クラブへの参加促進と活動の多様化を進めます。

(4) ボランティア

【事業の概要】

- 市内には、「民生委員・児童委員」や「健康推進員」、社会福祉協議会内には秩父市ボランティアセンターが設置されており、ボランティア活動を希望する個人のサポートも行っています。また、啓発活動の推進により、市内の地域福祉活動を支えています。今後もボランティア活動の支援を進めるとともに、多様なボランティアの育成に努めます。また、それぞれが地域の中では地域福祉活動を支える重要な担い手でもあり、自治会の中で協力し合い、地域の特色ある活動を展開できるよう支援するとともに、ボランティア保険などのボランティアに関する相談窓口の周知を行います。

(5) NPO法人

【事業の概要】

- 市内には、福祉、保健、医療の活動を目的とするNPO法人が27団体登録され、高齢者の交流や障がい者のサポートを行っています。今後も活動を支援するとともに、連携を図り、地域福祉活動を推進します。

(6) 相談支援体制の充実

【事業の概要】

- 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援等を通じた継続的支援事業）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）について、関係部局と連携し体制の構築に向けて検討いたします。

第4節 施設サービス

1 入所施設の整備・活用

(1) 養護老人ホーム

【事業の概要】

■市内にある長寿荘は、蒔田地域にある福祉の拠点、複合型老人施設「ほのぼのマイタウン」の一部として運営しています。今後も、引き続き、事業を推進します。

入所状況 各年 3.31 現在	区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
	延べ利用者数 (人)	46	48	46	48
	市外の養護 (計) (人)	11	10	8	8

養護老人ホームの入所状況

区 分	所在地市町村	定員 (人)	秩父市からの入所数 (人)
長寿荘	秩父市	50	49
秩父荘	小鹿野町	50	5
ひとみ園	深谷市	120	2
三愛荘	京都府福知山市	80	1

(2) ケアハウス

【事業の概要】

■ケアハウスは、独立して生活することに不安のある高齢者が、自主性を尊重しながら心身ともに健やかに自立した生活を送るための入居施設です。市内には、ケアハウス「藤の郷」が整備されています。

入所状況	区 分	市内施設数 (か所)	定員数 (人)	入居者 (人)
	平成 29 年度	1	60	45
	平成 30 年度	1	60	42
	令和元年度	1	60	45
必要数	必要施設数 (か所)		定員数 (人)	
	1		60	

(3) 有料老人ホーム

【事業の概要】

- 有料老人ホームは、高齢者が契約に基づき、一定の金額を負担し入居する施設です。市内には、シニアホーム武甲の郷、ケアホーム楓、シンシアホーム宮杜、ガーデンハイム楓が整備されています。

入所状況	区分	市内施設数 (か所)	定員数 (人)	入居者 (人)	
				総数	市内からの 入居者
	平成 29 年度	4	124	116	92
	平成 30 年度	4	124	121	96
	令和元年度	4	124	123	100
必要数	必要施設数 (か所)		定員数 (人)		
	4		124		

(4) 生活支援ハウス

【事業の概要】

- 生活支援ハウスは、独立して生活することに不安のあるひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯を対象に、居住部門に生活援助員が配置され、福祉サービスの利用や緊急時の対応を行い、高齢者が安心して健康に生活できるよう支援する施設です。
- 市内に 2 か所の高齢者生活支援ハウス（定員 30 名）があり、それぞれ社会福祉法人に委託または指定管理で事業を行っています。

(5) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について

【事業の概要】

■特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるためには、これらの入居定員総数を踏まえることが重要です。あわせて、必要に応じ県と連携しながら、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（介護付きホーム）への移行を促します。

なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、未届けの有料老人ホームを確認した場合は積極的に県に情報提供する等、その質の確保を図ります。

【特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅】

(単位：人)

施設	令和2年7月1日現在の定員
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない 有料老人ホーム	0
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない サービス付き高齢者向け住宅	60

2 通所・利用施設の整備・活用

(1) 保健センター

【事業の概要】

■市では、健康づくり事業の拠点として、秩父・吉田・大滝・荒川保健センターが設置されており、母子保健事業・健康増進事業・精神保健事業・疾病予防事業・予防接種事業・健康づくり啓発事業等の保健事業を実施しています。昭和56年度に開設された秩父保健センターは、近年は施設の老朽化が進んでいるほか、多種多様化する健診内容の変化や事業の増加に対応するために改善が必要となっています。今後は施設の適正な維持管理や備品・機器の整備とともに、健康づくり施策を効果的に実施するために、関係機関との連携を図り、健康増進の拠点となる保健センターの機能の充実を図ります。

(2) 地域包括支援センター

【事業の概要】

■地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等により高齢者の保健・医療・福祉・介護などの各種サービスの相談や要介護状態になる恐れのある方に、必要なサービスが受けられるようケアプランの作成を行うなど、地域における総合的なマネジメントの中核的な役割を担っています。

今後は以下の事業について、高齢者の在宅生活を支えるため、一層の充実を図り、また、地域包括ケアシステム推進のため、「在宅医療・介護連携の推進」や「認知症施策の推進」に取り組み、その他、ケアラー（家族などの介護者）への支援も推進します。

- a 介護予防ケアマネジメント事業
- b 一般介護予防事業
- c 在宅高齢者等の総合相談支援事業
- d 虐待や権利擁護に関する相談及び支援する権利擁護事業
- e 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- f 認知症総合支援事業

地域包括支援センター名	担当区域	職員数
秩父地域包括支援センター	旧秩父市	11
吉田地域包括支援センター	旧吉田町	2
大滝・荒川地域包括支援センター	旧大滝村・旧荒川村	2

※職員数は、令和2年11月1日現在の人数です。なお、会計年度任用職員も含まれます。

(3) 高齢者相談支援センター（在宅介護支援センター）

【事業の概要】

■ 高齢者相談支援センターは、委託により市内8か所に設置し、介護家族への支援などの実施を進め、地域に密着した活動の充実を図ります。

高齢者相談支援センターでは、高齢者からの24時間相談業務、要介護高齢者等に関する実態把握及び福祉サービス等の啓発等を行います。また、包括支援センターや高齢者介護課との定期的な連絡調整を行い、地域の高齢者に対する支援体制をより強化していきます。

施 設 名	
高齢者相談支援センターなかむら	生協花の木ホーム高齢者相談支援センター
ビッラ・ベッキア高齢者相談支援センター	秩父市社会福祉事業団 高齢者相談支援センター
太田高齢者相談支援センター	杏子苑高齢者相談支援センター
白砂恵慈園高齢者相談支援センター	荒川園高齢者相談支援センター

(4) 施設の整備・活用

【事業の概要】

■ 老人福祉センター（溪流荘・大滝）、福祉交流センター（影森・高篠）、高齢者憩いの家は、今後もふれあいと支え合いの心豊かな地域づくりのため、地域福祉活動及び地域住民との交流の拠点として活用を進めます。また、いきがいセンターは、筋肉トレーニング及び軽体操など適切な運動を行う介護予防の拠点として活用を進めます。

第5節 生きがいづくり・主体的活動への支援

1 生きがい活動の充実

(1) 敬老事業

【事業の概要】

■敬老事業では喜寿、米寿、白寿を迎えた方への敬老祝金、100歳到達者、金婚者などに祝品の給付を行っています。敬老会については、旧市内では町会との共催で開催しています。また吉田地域、大滝地域、荒川地域の敬老会は、各総合支所と社会福祉協議会が共催で、地域ごとに開催しています。今後は事業の検討を行いながら、引き続き、事業を実施します。

(2) 生涯学習活動

【事業の概要】

■中央公民館をはじめとして、各地区公民館において様々な教室や学級が開催されています。公民館の整備により活動内容の充実を図りながら、今後も高齢者の多様な学習ニーズの把握に努め、新たな参加者や講座の開拓を進めます。

講座・学級等 開設状況（令和元年度）	募集人員 （人）	実施回数 （回）	参加人数 （人）	延べ人数 （人）
いきいきセカンドライフ	50	18	44	462
寿健康教室	80	26	62	966
わかば民踊クラブ	40	33	21	494
寿卓球クラブ	60	38	71	1,222

(3) スポーツ・レクリエーション活動

【事業の概要】

■高齢者の生きがいや健康づくりの場として、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が、一緒にプレーできる生涯スポーツ「ペタンク」を、引き続き、推進していきます。また、ラジオ体操やウォーキングなど手軽な運動を紹介し、コミュニティや健康づくりの推進のため、様々なニーズに合った生涯スポーツの普及と身近なスポーツ・レクリエーションの場を確保し、健康で充実した生活が送れるよう努めます。

2 就労機会の充実

(1) シルバー人材センター

【事業の概要】

■シルバー人材センターの事業内容としては、高齢者への臨時的かつ短期的または軽易な業務に係る就業機会の提供のほか、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施などを行っています。今後も高齢者の能力開発の推進と技能や経験、知識を還元できる就業機会の確保を一層支援します。

シルバー人材センター の状況	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
会員数 (人)	788	796	772	737
男	539	537	515	491
女	249	259	257	246
契約件数	3,195	3,108	3,043	3,135
延べ数業者数 (人)	79,465	77,508	76,315	72,375

(2) 就労支援の推進

【事業の概要】

■埼玉労働局やハローワーク秩父と連携し、秩父地場産センター3階に「ジョブプラザちちぶ」を設置しています。職業相談・紹介、内職相談・あっせんを行う他、求職者本人がパソコンによる求人検索を行うことができ、求職者支援セミナー等の開催もしています。今後も働きたい方への支援を推進するとともに、利用者増加のための周知を行います。また、厚生労働省からの委託事業「生涯現役促進地域連携事業」を実施し、働く意欲のある高齢者が能力や経験を活かし、年齢に関わりなく活躍ができる環境整備を推進します。

3 自主的活動・地域交流の推進

(1) 老人クラブ活動

【事業の概要】

- 各単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して、活動の補助を行っています。老人クラブの会員数、加入率ともに減少傾向となっています。高齢者が気軽に参加でき、活動内容の充実したクラブに発展させ、併せて介護予防を図るため、引き続き老人クラブの自主的活動を支援します。

老人クラブの活動状況	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
単位クラブ数	74	74	74	74
会員数	5,972	5,957	5,796	5,662
活動延べ月数	12	12	12	12
60 歳以上人口 (人)	24,830	24,869	24,911	24,992
クラブ加入率 (%)	24.1	24.0	23.3	22.7

(2) 高齢者生きがいと健康づくり事業の推進

【事業の概要】

- 市の委託事業で秩父市老人クラブ連合会が行う伝統文化公演会等を開催して高齢者の生きがいづくりや閉じこもり防止の事業を展開しています。その他にも各支部ごとに演芸会等を開催したり、豊島区との交流親善ゲートボール大会を開催しています。今後も高齢者の積極的な参加を推進します。

(3) コミュニティ活動

【事業の概要】

- 地域福祉の推進には、地域住民が地域の問題を受け止め、課題解決を図り、助け合い、支え合って地域社会の実現を図ることが重要です。市で推進する自治振興事業やふれあいコール事業を通じて、温もりのある福祉を感じる環境づくりを推進します。また、敬老会の開催について推進します。

第6節 高齢者が安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

1 緊急時の支援

(1) 防災・感染症対策の充実

■災害に強いまちづくりの推進

高齢者をはじめ災害時における避難行動要支援者に対し、「秩父市地域防災計画」に基づき、避難体制整備を推進していきます。

■事業所等と連携した防災・感染症対策

介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施してまいります。

■必要物資の備蓄

関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備を検討します。

■応援体制の構築

埼玉県、他市町村、関係団体等と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築に向けて検討します。

(2) 急病時等救急体制

【事業の概要】

■急病時等の救急医療体制は、医師会休日診療所を中心とする休日急患当番医と病院群輪番制による二次救急医療体制で診療にあたります。関係機関と連携し、秩父地域救急医療体制の維持・充実に努めます。

■毎月の市報ちちぶに「休日急患当番医」を掲載するほか、24時間年中無休で急な病気やけがについて相談対応する「埼玉県救急電話相談#7119」の周知を図ります。

■ひとり暮らし高齢者世帯等に個人の医療情報等を記入し、緊急時に備える「救急医療情報キット」を配布しています。これは、緊急時に消防隊員が迅速に救急活動ができるように医療キットにあらかじめ緊急連絡先や医療などの情報を記入しておき、決められた場所に保管することで万一の緊急時に備えるものです。

2 都市環境の整備

(1) 安全・安心にすみ続けられるまちづくり

【事業の概要】

- 公共施設への多目的トイレの設置など高齢者や障がい者が利用しやすい施設整備、改善を進めています。また、市民だけでなく、札所めぐりなどで市内を来訪して散策する高齢者も多く、歩道の整備や段差の解消、道路付属物（ガードレール等）の整備など、安全な道路環境や施設整備を行っています。今後も「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づいた施設整備を進め、高齢者が安心・安全にすみ続けられるまちづくりを進めます。

(2) 安心して暮らせる住まいづくり

【事業の概要】

- 秩父市市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の居住性向上や長寿命化を目的とした改善を行います。また、住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザインによる住宅の普及を促進し、安心して暮らせる住まいづくりを推進します。

(3) 公共交通サービスの確保・充実

【事業の概要】

- 高齢者など住民の移動手段の確保や公共交通の利用促進を図ることは、超高齢化社会への対応など秩父地域全体で考えていく必要があります。今後も鉄道会社・バス会社との連携による利便性向上、乗合タクシー（デマンドタクシー）の更なる活用、既存の輸送システムの共用や新たな移動支援サービスの導入検討など、誰もが利用しやすく高齢者にやさしい公共交通の実施を目指します。

(4) 商業・文化・公共施設の改良・整備

【事業の概要】

- 高齢者にも生活しやすいまちづくりを目指し、にぎわいのある街を再生するため、バリアフリー対応でゆとりある歩行空間の確保や、街なかでの生鮮食料品の販売機能の充実、町屋・蔵づくりの歴史ある建築物など地域資源を活用した秩父らしいまちづくりを推進します。
- また、みやのかわ商店街振興組合が「ほっとすぽっと秩父館」内に事務局を置き、元気な高齢者が有償ボランティアにより援助の必要な高齢者を支える「ボランティアバンクおたすけ隊」の充実を図っています。
- 今後も「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、金融機関、商業施設など民間施設の整備についてもバリアフリー化が積極的に導入されるよう働きかけを行います。

(5) 交通安全教育

【事業の概要】

- 交通安全教室は受講者から好評を得ているが、今後もより理解していただくよう内容の充実を図っていきます。特に交通ルールの順守や夜間外出時の反射材の着用など、自身の身を守る行動の大切さを訴えていきます。また、「高齢者世帯訪問」や「集客施設での啓発活動」などを引き続き行い、警察や関係団体などと連携を図りながら、今後も高齢者に対応した交通安全教育の一層の充実を目指します。

第6章 介護保険サービス等の推進

サービスの量の見込みを定める際には、サービス利用に際した地域間の移動や、住民のサービス利用の在り方も含めた地域特性や県による老人福祉圏域内の広域調整を踏まえ設定するとともに、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、老朽化した施設の建て替えや必要な修繕を計画的に行うとともに、中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえながら、必要な介護サービスが提供されるよう、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、地域を支えるという視点で整備を検討していきます。

また、在宅サービスの充実を図る観点から、例えば在宅生活における必要なサービスに柔軟に対応しやすい地域密着型サービスの地理的配置バランスも勘案した整備などを考慮しながら、必要なサービスの種類ごとの量を見込みます。

第1節 介護保険サービス

1 居宅サービス・介護予防サービス

(1) 訪問介護

【事業の概要】

■訪問介護は、介護福祉士等の訪問介護員等が、居宅を訪問して、できるだけ居宅で自立した日常生活を営めるよう、入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯等の家事など日常生活の支援を行うサービスです。

■利用者数は増加傾向であり、令和5年度には5,376人/79,200回のサービスを見込んでいます。令和2年11月現在、14か所の事業者が指定されています。

利用実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
	居宅 サービス		延利用回数(回)	66,664	65,975	70,965
		延利用人数(人)	4,639	4,606	4,848	
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	居宅 サービス	延利用回数(回)	75,952	78,038	79,200	78,164
		延利用人数(人)	5,220	5,328	5,376	5,376

※令和2年度は、令和2年9月までの実績から推計しています。(以下、すべて同じ)

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

【事業の概要】

■訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護は、要介護者や要支援者を対象に、居宅に入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

■居宅サービスの利用者数は増加しており、令和5年度には420人/2,558回を見込んでいます。

利用実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
	居宅 サービス	延利用回数（回）	1,486	1,397	2,158
		延利用人数（人）	263	260	312
	介護予防 サービス	延利用回数（回）	9	7	0
延利用人数（人）		3	3	0	

見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	居宅 サービス	延利用回数（回）	2,381	2,434	2,558	2,388
		延利用人数（人）	396	396	420	396
	介護予防 サービス	延利用回数（回）	10	10	10	10
延利用人数（人）		3	3	3	3	

（3）訪問看護・介護予防訪問看護

【事業の概要】

- 訪問看護は、訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行い、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう支援し、心身の機能の維持回復を目指すサービスです。
- 介護予防訪問看護は、要支援者を対象に基礎疾患を抱えつつ廃用症候群（生活不活発病）の状態にある方への対策として、利用者の基礎疾患の管理を在宅で行い、可能な限り居宅で自立した生活ができるよう支援し、生活機能の維持向上を目指すサービスです。
- 延利用回数は居宅サービス、介護予防サービスともに増加しており、令和5年度にはそれぞれ2,580人/18,254回、768人/4,983回のサービスを見込んでいます。令和2年11月現在、5か所の事業者がサービス提供指定業者として指定されていますが、今後医療ニーズの高い高齢者が増加することが予想され、新たな事業者の誘致や既存の医療機関等の協力を得ながら、安定的なサービス提供に努めていきます。

利用実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
	居宅 サービス	延利用回数（回）	12,198	13,206	15,451
		延利用人数（人）	1,898	2,159	2,388
	介護予防 サービス	延利用回数（回）	2,590	3,225	4,719
延利用人数（人）		428	549	744	

見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	居宅 サービス	延利用回数（回）	16,564	17,434	18,254	18,344
		延利用人数（人）	2,460	2,520	2,580	2,592
	介護予防 サービス	延利用回数（回）	4,640	4,738	4,983	5,152
延利用人数（人）		732	744	768	768	

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

【事業の概要】

- 訪問リハビリテーションは、理学療法士・作業療法士等が居宅に訪問して、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、心身の機能の維持・回復のためのリハビリテーションを行うサービスです。
- 介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、日常生活を想定して利用者の生活機能を向上させるための機能訓練等を在宅で行うサービスです。
- 利用者数は居宅サービス、介護予防サービスともに増加後減少傾向にあるが、令和5年度にはそれぞれ1,032人/11,312回、372人/4,054回のサービスを見込んでいます。

利用実績	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	居宅サービス	延利用回数(回)	10,335	10,614	8,470
		延利用人数(人)	857	912	768
	介護予防サービス	延利用回数(回)	3,400	3,561	3,123
延利用人数(人)		356	359	324	

見込量	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
	居宅サービス	延利用回数(回)	10,891	11,125	11,312	10,674
		延利用人数(人)	972	1008	1032	996
	介護予防サービス	延利用回数(回)	3,755	3,830	4,054	3,982
延利用人数(人)		360	360	372	360	

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

【事業の概要】

- 居宅療養管理指導は、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、医師、歯科医師、薬剤師等が療養上の管理と指導、情報提供を行うものです。
- 介護予防居宅療養管理指導は、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、日常生活を想定して利用者の生活機能を向上させるための療養指導、栄養指導、口腔清掃等を行うサービスです。
- 利用者数は居宅サービスで増加後減少、介護予防サービスで増加傾向にあり、令和5年度にはそれぞれ1,428人、228人のサービスを見込んでいます。

利用実績	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	居宅サービス	延利用人数(人)	1,237	1,400	1,212
	介護予防サービス	延利用人数(人)	161	198	216

見込量	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
	居宅サービス	延利用人数(人)	1,404	1,404	1,428	1,404
	介護予防サービス	延利用人数(人)	216	228	228	228

(6) 通所介護（デイサービス）

【事業の概要】

- 通所介護は、できるだけ居宅で自立した生活を営めるよう、デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供と、介護や生活上の相談や助言、健康状態の確認等、日常生活の支援と機能訓練を受けられるサービスです。
- 利用者数は、概ね増加傾向であり、令和5年度には6,384人/69,504回のサービスを見込んでいます。令和2年11月現在、11か所のデイサービスセンター（利用定員19人以上）で提供されています。

利用実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
	居宅 サービス	延利用回数（回）		59,798	63,087	62,485
延利用人数（人）			5,694	6,011	5,976	
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	居宅 サービス	延利用回数（回）	66,228	67,718	69,504	68,122
		延利用人数（人）	6,180	6,288	6,384	6,264

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

【事業の概要】

- 通所リハビリテーションは、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを受けるサービスです。
- 介護予防通所リハビリテーションは、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活が営めるよう、日常生活を想定して運動療法や作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを短期集中的に施設で行うサービスです。
- 利用者数は居宅サービス、介護予防サービスともに減少傾向にあるが、令和5年度にはそれぞれ3,000人/22,972回、1,440人のサービスを見込んでいます。令和2年11月現在、3か所の事業者が指定されています。

利用実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
	居宅 サービス	延利用回数（回）		23,179	22,623	20,822
延利用人数（人）			2,870	2,836	2,712	
介護予防 サービス	延利用人数（人）		1,333	1,330	1,188	
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	居宅 サービス	延利用回数（回）	22,230	22,513	22,972	22,845
		延利用人数（人）	2,856	2,916	3,000	2,988
	介護予防 サービス	延利用人数（人）	1,392	1,428	1,440	1,404

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

【事業の概要】

- 短期入所生活介護は、できるだけ居宅で自立した日常生活を営めるよう、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。介護予防短期入所生活介護は、要支援者を対象に可能な限り居宅で日常生活が営めるよう、退所後の日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、施設に短期入所し集中的に行うサービスです。
- 短期入所療養介護は、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、介護老人保健施設（老人保健施設）や介護療養型医療施設（療養病床）に短期間入所し、看護、医学的管理のもとに介護や機能訓練等を受けるサービスです。介護予防短期入所療養介護は、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活が営めるよう、利用者の基礎疾患を管理しつつ日常生活を想定した廃用症候群（生活不活発病）対策としての機能訓練を中心に施設に短期入所し行うサービスです。
- 短期入所生活介護の利用者数は居宅サービス、介護予防サービスとも減少傾向にあるが、令和5年度にはそれぞれ2,388人/31,496日、108人/492日を見込んでいます。短期入所療養介護の利用者数は居宅サービスで概ね増加しており、令和5年度にはそれぞれ408人/3,523日、5人/16日を見込んでいます。令和2年11月現在、短期入所生活介護で6か所、短期入所療養介護で2か所の事業者が指定されています。

利用実績	区 分		単 位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
	短期 入所 生活 介護	居宅 サービス	延利用日数（日）	28,031	28,405	27,204
延利用人数（人）			2,068	2,184	2,112	
介護予防 サービス		延利用日数（日）	471	491	386	
		延利用人数（人）	90	108	72	
短期 入所 療養 介護	居宅 サービス	延利用日数（日）	3,239	3,447	2,353	
		延利用人数（人）	337	388	252	
	介護予防 サービス	延利用日数（日）	16	13	0	
		延利用人数（人）	5	4	0	

見込量	区 分		単 位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	短期 入所 生活 介護	居宅 サービス	延利用日数（日）	29,041	30,304	31,496	30,238
延利用人数（人）			2,268	2,328	2,388	2,376	
介護予防 サービス		延利用日数（日）	432	432	492	418	
		延利用人数（人）	96	96	108	96	
短期 入所 療養 介護	居宅 サービス	延利用日数（日）	3,470	3,511	3,523	3,362	
		延利用人数（人）	408	408	408	372	
	介護予防 サービス	延利用日数（日）	16	16	16	16	
		延利用人数（人）	5	5	5	5	

(9) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【事業の概要】

- 特定施設入居者生活介護は、介護保険法に基づく指定を受けて、有料老人ホーム・ケアハウス等で一定の計画に基づいて提供される、入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練を行うものです。
- 介護予防特定施設入居者生活介護は、入居する要支援者を対象に日常生活を想定して筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に行うサービスです。
- 利用者数は居宅サービスで概ね横ばい、介護予防サービスは増加しており、令和5年度にはそれぞれ1,368人、408人のサービスを見込んでいます。
- 令和2年11月現在、4施設124人分が整備されています。

利用実績	区分	単位	平成30年度	令和元年度		令和2年度
	居宅サービス	延利用人数(人)	1,230	1,229		1,224
	介護予防サービス	延利用人数(人)	255	307		372
見込量	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
	居宅サービス	延利用人数(人)	1,296	1,332	1,368	1,404
	介護予防サービス	延利用人数(人)	408	408	408	408

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

【事業の概要】

- 福祉用具貸与は、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具（厚生労働大臣が定めるもの）を貸与するサービスです。
- 介護予防福祉用具貸与は、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、利用者の生活機能の状態を踏まえ福祉用具のうち生活機能の向上に必要なものの貸与を行うサービスです。
- 利用者数は居宅サービス、介護予防サービスともに増加しており、令和5年度にはそれぞれ10,092人、4,416人のサービスを見込んでいます。令和2年11月現在、4か所の事業者が指定されています。

利用実績	区分	単位	平成30年度	令和元年度		令和2年度
	居宅サービス	延利用人数(人)	8,810	9,291		9,480
	介護予防サービス	延利用人数(人)	3,331	3,696		3,960
見込量	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
	居宅サービス	延利用人数(人)	9,516	9,816	10,092	10,212
	介護予防サービス	延利用人数(人)	4,296	4,368	4,416	4,440

(11) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

【事業の概要】

- 特定福祉用具販売は、福祉用具のうち貸与になじまない入浴や排せつのための用具（厚生労働大臣が定めるもの）の購入費を支給するサービスです。
- 特定介護予防福祉用具販売は、要支援者を対象に利用者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち生活機能の向上に必要な福祉用具の購入費を支給するサービスです。
- 利用者数は居宅サービスで概ね増加傾向、介護予防サービスで減少傾向となっており、令和5年度にはそれぞれ192人、84人のサービスを見込んでいます。令和2年11月現在、3か所の事業者が指定されております。

利用実績	区分	単位	平成30年度	令和元年度		令和2年度
	居宅サービス	延利用人数（人）	179	167	180	
介護予防サービス	延利用人数（人）	88	89	72		

見込量	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
	居宅サービス	延利用人数（人）	192	192	192	192
介護予防サービス	延利用人数（人）	72	72	84	84	

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

【事業の概要】

- 住宅改修は、在宅の要介護者が手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替えなどの住宅改修を行った場合に、その費用を補助するものです。
- 介護予防住宅改修は、要支援者を対象に利用者の生活機能の状態を踏まえ、住宅改修のうち生活機能の向上に必要なものの改修を行った場合にその費用を補助するものです。適切な住宅改修を推進するため、住宅改修理由書等の作成補助などの相談体制の充実や事業内容のPRを進めます。
- 利用者数は、令和5年度で、それぞれ180人、108人のサービスを見込んでいます。

利用実績	区分	単位	平成30年度	令和元年度		令和2年度
	居宅サービス	延利用人数（人）	127	115	228	
介護予防サービス	延利用人数（人）	88	87	72		

見込量	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
	居宅サービス	延利用人数（人）	156	168	180	180
介護予防サービス	延利用人数（人）	84	108	108	84	

(13) 居宅介護支援・介護予防支援

【事業の概要】

- 居宅介護支援は、在宅サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受けて、利用するサービスの種類・内容等の介護計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供確保のために事業者等との連絡調整、施設への紹介等を行うサービスです。
- 介護予防支援は、要支援者が介護予防サービスやその他の介護予防に資する保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用することができるように、地域包括支援センターの職員、又は委託を受けた介護支援専門員等が依頼に応じて各人にあった「介護予防ケアプラン」を作成するとともに、計画に基づいて介護予防サービス等の提供が確保されるよう事業者等との連絡調整を行うサービスです。
- 利用者数は居宅介護支援、介護予防支援ともに増加しており、令和5年度にはそれぞれ18,216人、5,916人のサービスを見込んでいます。
令和2年11月現在、26か所の事業者が指定されています。

利用実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度
	居宅 サービス	延利用人数（人）	15,170	15,977	16,260	
介護予防 サービス	延利用人数（人）	4,739	5,087	5,244		
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	居宅 サービス	延利用人数（人）	16,896	17,592	18,216	18,168
介護予防 サービス	延利用人数（人）	5,616	5,808	5,916	5,940	

2 地域密着型サービス

高齢者が介護を受ける状態になっても、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とする「高齢者の尊厳を支えるケア」の確立が求められています。

また、環境変化の影響を受けやすい認知症高齢者を含む高齢者が、介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、支援する体制の整備が必要となります。

このことから、地理的条件や日常生活のつながり等を考慮した上で中学校区ごとに9か所の日常生活圏域（P25 参照）を設定しました。きめ細かなサービス提供体制の整備により、要介護者が住み慣れた地域で生活できるよう、24 時間体制で支えるという観点から要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるサービスです。

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業の概要】

■重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

■医療療養病床からの転換や介護離職防止の観点を含め、令和5年度に60人のサービスを見込んでいます。

■令和2年11月現在、1つの事業所がサービス提供を行っています。

利用実績	区分	単 位	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度
	地域密着型 サービス	延利用人数（人）	70	45	12	
見込量	区 分	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
	地域密着型 サービス	延利用人数（人）	48	60	60	60

（2）夜間対応型訪問介護

【事業の概要】

■要介護者ができるだけ居宅で自立した生活が営めるよう介護福祉士等の訪問介護員等が、夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援などを行います。

■令和5年度に12人のサービスを見込んでいます。

■令和2年11月現在、1つの事業所がサービス提供を行っています。

利用実績	区分	単 位	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度
	地域密着型 サービス	延利用人数（人）	36	14	0	
見込量	区 分	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
	地域密着型 サービス	延利用人数（人）	12	12	12	12

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【事業の概要】

■認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者ができるだけ居宅で自立した日常生活を営めるようにデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、生活上の相談や助言、健康状態の確認、機能訓練を受けるサービスです。介護予防認知症対応型通所介護は、要支援者を対象に軽度の認知症がある方で廃用症候群（生活不活発病）の状態にある方について、可能な限り居宅で自立した生活が営めるように、日常生活を想定しつつ介護予防を目的とし、通所系サービスに通うなどして機能訓練を中心に行うサービスです。

■地域密着型サービスの利用者数は増加しており、令和5年度には208人/2,497回のサービスを見込んでいます。

■令和2年11月現在、2つの事業所がサービス提供を行っています。

利用実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度
	地域密着型 サービス	延利用回数（回）		1,624	1,896	
延利用人数（人）			187	195		204
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	地域密着型 サービス	延利用回数（回）	2,327	2,339	2,497	2,245
		延利用人数（人）	194	195	208	187

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【事業の概要】

■小規模多機能型居宅介護は、できるだけ居宅で自立した生活が営めるように、要介護者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援や生活上の相談や助言、健康状態の確認、機能訓練を行うサービスです。介護予防小規模多機能型居宅介護は、可能な限り居宅で自立した生活が営めるように、要支援者の様態や希望に応じてサービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を受けることのできるサービスです。

■利用者数は地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービスともに概ね増加傾向であり、令和5年度には1,116人、312人のサービスを見込んでいます。

■令和2年11月現在、7つの事業所がサービス提供を行っています。

利用実績	区分	単位	平成30年度	令和元年度		令和2年度
	地域密着型サービス	延利用人数(人)	1,085	1,054		912
	介護予防地域密着型サービス	延利用人数(人)	240	280		288
見込量	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
	地域密着型サービス	延利用人数(人)	1,056	1,080	1,116	1,080
	介護予防地域密着型サービス	延利用人数(人)	312	312	312	312

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【事業の概要】

- 認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が少人数で共同生活を送るもので、入浴や排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であって認知症である方について、日常生活を想定し、介護予防を目的として、機能訓練を中心に食事等の介護、日常生活上の支援などを行うサービスです。
- 利用者数は地域密着型サービスで増加しており、令和5年度には1,332人のサービスを見込んでいます。
- 令和2年11月現在、市内に5施設72人分が設置されています。

利用実績	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	地域密着型サービス	延利用人数（人）	1,227	1,195	1,248	
	介護予防地域密着型サービス	延利用人数（人）	31	24	24	
見込量	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
	地域密着型サービス	延利用人数（人）	1,272	1,308	1,332	1,332
	介護予防地域密着型サービス	延利用人数（人）	24	24	24	24
必要数	区分		必要施設数（か所）	定員数（人）		
	対象となる地域名	秩父第一中学校区	1	18		
		秩父第二中学校区	0	0		
		尾田蒔中学校区	0	0		
		大田中学校区	1	18		
		高篠中学校区	1	9		
		影森中学校区	0	0		
		吉田中学校区	1	9		
		(旧)大滝中学校区	0	0		
		荒川中学校区	1	18		

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

【事業の概要】

■介護保険法に基づく指定を受けて、有料老人ホーム・ケアハウス等で、一定の計画に基づいて提供される、入浴や排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。

■令和2年11月現在、市内に施設は設置されていません。

	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		必要施設数(か所)	定員数(人)	必要施設数(か所)	定員数(人)	必要施設数(か所)	定員数(人)	
必要数	対象となる地域名	秩父第一中学校区	0	0	0	0	0	0
		秩父第二中学校区	0	0	0	0	0	0
		尾田蒔中学校区	0	0	0	0	0	0
		大田中学校区	0	0	0	0	0	0
		高篠中学校区	0	0	0	0	0	0
		影森中学校区	0	0	0	0	0	0
		吉田中学校区	0	0	0	0	0	0
		(旧)大滝中学校区	0	0	0	0	0	0
		荒川中学校区	0	0	0	0	0	0

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業の概要】

■定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者が、入浴、排せつ食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を受けるサービスです。

令和5年度には 696 人のサービスを見込んでいます。

利用実績	区分	単位	平成 30 年度		令和 元年度		令和 2 年度		
	地域密着型サービス		延利用人数 (人)	703		703		684	
見込量	区分	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度			
	地域密着型サービス		延利用人数 (人)	696	696	696	696		
必要数	必要施設数 (か所)				定員数 (人)				
	2				58				
必要数	区分		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		
			必要施設数 (か所)	定員数 (人)	必要施設数 (か所)	定員数 (人)	必要施設数 (か所)	定員数 (人)	
	対象となる地域名	秩父第一中学校区		1	29	1	29	1	29
		秩父第二中学校区		0	0	0	0	0	0
		尾田蒔中学校区		0	0	0	0	0	0
		大田中学校区		0	0	0	0	0	0
		高篠中学校区		0	0	0	0	0	0
		影森中学校区		0	0	0	0	0	0
		吉田中学校区		0	0	0	0	0	0
		(旧) 大滝中学校区		0	0	0	0	0	0
荒川中学校区		1	29	1	29	1	29		

なお、令和2年11月現在、市内には2施設が整備されています。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

【事業の概要】

- 看護小規模多機能型居宅介護は、通所介護を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができるサービスであり、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能となります。
- 医療療養病床からの転換や介護離職防止の観点を含め、令和5年度に144人のサービスを見込んでいます。
- 令和2年11月現在、1つの事業所がサービス提供を行っています。

利用実績	区分	単位	平成30年度	令和元年度		令和2年度
	地域密着型サービス	延利用人数(人)		125	121	
見込量	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
	地域密着型サービス	延利用人数(人)	132	144	144	132

(9) 地域密着型通所介護

【事業の概要】

- 令和2年11月現在、17か所の事業所がサービス提供を行っています。
- 利用者は増加しており、令和5年度には4,548人/46,069回のサービスを見込んでいます。

利用実績	区分	単位	平成30年度	令和元年度		令和2年度
			居宅サービス	延利用回数(回)	33,657	38,004
	延利用人数(人)	3,856		4,277		4,368
見込量	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
	居宅サービス	延利用回数(回)	42,994	44,732	46,069	45,352
		延利用人数(人)	4,476	4,536	4,548	4,476

3 施設サービス

施設サービスは、介護サービス需要の見込みに合わせて過不足ない整備が必要であり、県による広域調整を踏まえ、既存施設の有効活用等による効率的な整備を検討していきます。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【事業の概要】

- 要介護者を対象として、特別養護老人ホームにおいて、入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活や療養の支援、機能訓練、健康管理を行うサービスです。
- 施設入所者は増加しており、医療療養病床からの転換や介護離職防止の観点を含め、令和5年度に延 6,396 人を見込んでいます。
- 令和2年11月現在、市内に6施設460（延 5,520）人分が整備されています。

利用実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度
	施設 サービス	延利用人数（人）	5,871	6,079		6,036
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	施設 サービス	延利用人数（人）	6,300	6,348	6,396	6,348

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

【事業の概要】

- 看護・医学的管理の下に、介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービスです。居宅における生活への復帰を目指す施設で、原則として要介護者が入所対象者となります。
- 施設入所者は増加しており、令和5年度には延 2,796 人を見込んでいます。
- 令和2年11月現在、2施設200（延 2,400）人分が整備されています。

利用実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度
	施設 サービス	延利用人数（人）	2,375	2,438		2,652
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	施設 サービス	延利用人数（人）	2,700	2,760	2,796	2,712

(3) 介護療養型医療施設（療養病床）

【事業の概要】

- 長期にわたり療養を必要とする高齢者や慢性期に至った認知症高齢者等を入所対象者とし、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練やその他必要な医療を行うサービスです。
- 施設入所者は減少しております。
- なお、平成 29 年度の法改正で新たに介護医療院が創設されました。今後、介護療養型医療施設が介護医療院に転換する際には、円滑な転換を支援するとともに、利用者が必要なサービスを確保できるよう、関係機関との調整を行います。

利用実績	区 分	単 位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	
	施設 サービス	延利用人数（人）		89	15	12
見込量	区 分	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
	施設 サービス	延利用人数（人）	12	12	12	0

※介護療養型医療施設については、令和5年度（2023年度）末の廃止期限までに、介護医療院への移行等が確実に行われるよう、より早期の意思決定を支援します。

4 サービス利用の推進

(1) 介護給付の適正化

① 認定調査の適正化

要介護認定は、全国一律の基準に基づき、適切かつ公平に運営される必要があるため、適正な実施が行われるよう、要介護認定調査員に対して県等で開催される研修への参加を促していきます。また、認定調査の精度を確保するため、委託で実施された認定調査について、誤った定義に基づいて調査が行われていないか事後点検を行い、より統一的な判断基準を持つよう努めてまいります。

【見込値】

項目	見込み			
	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
要介護認定調査の実施	3,500件	2,800件	2,800件	2,800件
研修会への参加	20人	20人	20人	20人
認定調査票の点検の実施	2,000件	1,600件	1,600件	1,600件

② ケアプランチェックの実施

介護保険制度の根幹をなすケアマネジメントの適正化を図るため、利用者の自立支援のためのケアプランの作成がなされているかどうか、国が示すケアプランチェックマニュアルなどに基づき、対面でのケアプランチェックを実施していきます。

【見込値】

項目	見込み			
	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
ケアプランチェックの実施件数	20件	20件	20件	20件

③ 介護給付適正化システムの活用

介護保険制度における不適切な給付の抑制を図るため、埼玉県国民健康保険団体連合会から提供される給付適正化情報（医療情報との突合、縦覧点検など）を活用して、不適切な給付の発見及び事業所の指導を行っていきます。

【見込値】

項目	見込み			
	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
縦覧点検・医療情報との突合	3,350件	3,350件	3,350件	3,350件

④住宅改修・福祉用具給付の点検

住宅改修については、適正な改修が行われているか事前・事後に写真等の確認や訪問調査を実施していきます。また、福祉用具購入については、申請時に事由等の調査ケアプランにより確認を行い、貸与についても軽度者への福祉用具貸与の例外給付の確認などにより、適正化を図っていきます。

【見込値】

項目	見込み			
	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
住宅改修の点検	200件	200件	200件	200件
福祉用具購入・貸与調査	250件	250件	250件	250件
国民健康保険団体連合会のデータを活用した軽度者への福祉用具貸与の点検	1,400件	1,400件	1,400件	1,400件

⑤介護給付費通知書の送付

介護サービスの利用者に対し、「介護保険給付費通知書」により、介護給付費の内容を通知し、サービス利用に疑義の生じた事業所に対して適正な指導を実施していきます。

(2) 住宅改修理由書の作成補助

【事業の概要】

- 居宅介護支援及び介護予防支援を受けていない要介護者・要支援者に対し、指定居宅介護支援事業者が行う住宅改修理由書作成業務について手数料を支給し、介護支援専門員を支援します。

(3) 受領委任制度の推進

【事業の概要】

- 住宅改修費の支給について、利用者の一時的な立て替えの負担軽減を図ります。今後も、引き続き、制度を推進します。

(4) 介護サービス事業者への支援

【事業の概要】

- 多様化する介護サービスを支えるには人材確保が不可欠であり、少子高齢化により、人材不足が懸念されています。今後も必要なマンパワーが確保できるよう、事業者を支援するとともに、介護保険制度はもとより、多職種連携の研修会の開催や、実務者研修等の実施について、県や関係機関へ要望していきます。
また、介護人材確保に向けて、県等が行う介護人材確保・定着推進事業を推奨し、県と連携して人材不足の解消を目指してまいります。

第2節 介護保険事業費の見込み

令和3年度～令和5年度及び令和7年度の介護給付費、予防給付費の見込み額は、以下のとおりとなっています。

■居宅・地域密着型・施設サービス給付費の推計

単位：千円

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅サービス	訪問介護	217,183	223,631	227,280	224,171
	訪問入浴介護	28,616	29,268	30,761	28,711
	訪問看護	88,913	93,801	98,423	99,266
	訪問リハビリテーション	29,982	30,658	31,185	29,415
	居宅療養管理指導	14,163	14,171	14,345	14,146
	通所介護	551,078	564,586	577,480	564,981
	通所リハビリテーション	209,877	214,074	219,378	218,081
	短期入所生活介護	237,323	247,852	257,869	247,648
	短期入所療養介護（老健＋病院等）	38,036	38,493	38,609	36,834
	福祉用具貸与	130,512	135,038	138,861	140,685
	特定福祉用具販売	5,321	5,321	5,344	5,321
	住宅改修費	12,280	13,331	14,067	14,067
	特定施設入居者生活介護	240,061	247,827	254,428	260,972
	小計	1,803,345	1,858,051	1,908,030	1,884,298
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,353	5,311	5,311	5,311
	夜間対応型訪問介護	278	278	278	278
	認知症対応型通所介護	24,631	24,778	26,540	23,838
	小規模多機能型居宅介護	202,633	206,763	214,412	203,065
	認知症対応型共同生活介護	330,063	339,799	346,263	346,463
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	184,646	187,486	193,357	196,885
	看護小規模多機能型居宅介護	22,415	24,657	24,657	23,199
	地域密着型通所介護	347,573	361,972	372,631	366,044
	小計	1,116,592	1,151,044	1,183,449	1,165,083
施設サービス	介護老人福祉施設	1,550,087	1,562,089	1,573,475	1,562,624
	介護老人保健施設	773,367	790,556	800,586	777,602
	介護医療院（介護療養型医療施設含む）	0	0	0	0
	介護療養型医療施設	0	0	0	
	小計	2,327,535	2,356,728	2,378,144	2,340,226
その他	居宅介護支援	242,068	252,654	261,553	259,994
	小計	242,068	252,654	261,553	259,994
介護給付費計（I）		5,489,540	5,618,477	5,731,176	5,649,601

■介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の推移

単位：千円

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	79	79	79	79
	介護予防訪問介護	17,866	18,249	19,269	19,864
	介護予防訪問リハビリテーション	10,855	11,071	11,712	11,488
	介護予防居宅療養管理指導	1,676	1,746	1,746	1,746
	介護予防通所リハビリテーション	49,628	50,749	51,038	49,717
	介護予防短期入所生活介護	2,586	2,587	2,950	2,500
	介護予防短期入所療養介護（老健+病院等）	95	95	95	95
	介護予防福祉用具貸与	26,256	26,707	27,001	27,157
	特定介護予防福祉用具販売	1,488	1,488	1,749	1,749
	介護予防住宅改修	8,053	10,387	10,387	8,290
	介護予防特定施設入居者生活介護	31,105	31,122	31,122	31,122
	小計	149,687	154,280	157,148	153,807
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	250	251	251	251
	介護予防小規模多機能型居宅介護	19,363	19,373	19,373	19,373
	介護予防認知症対応型共同生活介護	5,664	5,667	5,667	5,667
	小計	25,277	25,291	25,291	25,291
	介護予防支援	25,082	25,952	26,433	26,540
	小計	25,082	25,952	26,433	26,540
予防給付費計（Ⅱ）		200,046	205,523	208,872	205,638
総給付費（Ⅰ）＋（Ⅱ）		5,689,586	5,824,000	5,940,048	5,855,239

第3節 地域支援事業

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたっては、地域における保健師等の医療専門職の関与を得ながら推進いたします。

また、希望する要介護認定者が総合事業を利用することが制度上可能となることから、適切な事業の実施に向けて検討いたします。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業〔訪問型サービス事業〕

【事業の概要】

- 訪問型サービス事業とは、高齢者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービスで、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスがあります。
- 秩父市では、従来の訪問介護相当サービスに加えて、訪問型サービスA（緩和した基準）を実施し、要支援者等の高齢者に対して、生活援助に加え、地域住民によるボランティア主体としての生活援助や移動などの支援を進めていきます。
- 訪問型サービスC（短期集中サービス）を検討していきます。
- 訪問型サービス事業の利用者数は概ね横ばいで、令和5年度には3,888人を見込んでいます。

実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度
	総合事業	延利用人数（人）	3,701	3,661		3,668
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	総合事業	延利用人数（人）	3,867	3,876	3,888	3,503

(2) 介護予防・生活支援サービス事業〔通所型サービス事業〕

【事業の概要】

- 通所型サービス事業とは、高齢者等に対し、生活機能向上等を図るため、機能訓練や集いの場等、日常生活上の支援を提供するサービスで、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスがあります。
- 秩父市では、従来の通所介護相当サービスに加えて、通所型サービスA（緩和した基準）を実施し、要支援者等の高齢者に対して、半日型のデイサービスを提供しています。
- 通所型サービスC（短期集中サービス）を検討していきます。
- 通所型サービス事業の利用者数は概ね横ばいで、令和5年度には6,828人を見込んでいます。

実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度
	総合事業	延利用人数（人）	6,626	6,537		6,539
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	総合事業	延利用人数（人）	6,816	6,816	6,828	6,231

(3) 介護予防・生活支援サービス事業〔介護予防ケアマネジメント事業〕

【事業の概要】

■地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、具体的な目標を明確にしつつ個々の心身状況や生活環境、生活機能低下が生じた原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成します。その後、支援計画に沿ったサービスの提供を確保し、あわせて、評価とアセスメントを実施します。今後も引き続き事業を推進します。

実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度
	総合事業	ケアプラン作成件数	6,584	6,216		6,101
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	総合事業	ケアプラン作成件数	6,100	6,100	6,100	6,100

(4) 介護予防普及啓発事業〔出前講座〕

【事業の概要】

■今後も引き続き、65歳以上のすべての高齢者を対象に介護予防啓発事業として、出前講座を開催します。

実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度
	総合事業	開催数(回)	56	49		38
延利用人数(人)		1,437	1,126		450	
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	総合事業	開催数(回)	40	50	50	50
延利用人数(人)		500	800	1,000	1,000	

(5) 一般介護予防事業〔地域介護予防活動支援事業(サロン活動補助)〕

【事業の概要】

■高齢者の閉じこもり予防と健康の保持・増進のため社会参加の促進を図る目的で、平成28年度よりサロン活動補助事業を開始しています。今後も引き続き、住民主体で実施する介護予防に資する活動に対し補助金を交付します。

実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度
	総合事業	申請団体数	38	53		36
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	総合事業	申請団体数	45	50	53	57

(6) 一般介護予防事業〔地域介護予防活動支援事業（秩父ポテくまくん健康体操）〕

【事業の概要】

- 平成28年度より、高齢者を含む地域住民が協働した地域活動を推進するための取組として、「重錘バンド」を使った体操を紹介しています。市民から募り養成したサポーター中心に、誰でも行うことができ、運動機能の向上に効果のある体操を歩いて通える身近な会場で継続することで、閉じこもり予防や認知症予防、住民主体の地域活動を推進します。

実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
	総合事業	会場数（会場）	16	21	23	
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	総合事業	会場数（会場）	25	28	31	38

2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

(1) 総合相談支援事業

【事業の概要】

■高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けていくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや関係機関及び制度の利用につなげるよう支援を行っています。

区分	延相談件数（件）／実績			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
秩父	305	199	413	
吉田	81	87	99	
大滝・荒川	48	119	120	
計	434	405	632	
区分	延相談件数（件）／見込量			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
秩父	400	400	400	400
吉田	150	150	150	150
大滝・荒川	150	150	150	150
計	700	700	700	700

(2) 権利擁護業務

【事業の概要】

■権利擁護の観点から支援が必要な高齢者に対し、今後も成年後見制度の活用や各種福祉サービスの活用などの支援等を行います。さらに、高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応、緊急に援助を要する方の支援を実施します。今後も適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における各種関係者とのネットワーク強化を図ります。

区分	延相談件数（件）／実績			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
秩父	23	15	17	
吉田	4	1	1	
大滝・荒川	0	1	1	
計	27	17	19	
区分	延相談件数（件）／見込量			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
秩父	10	10	10	10
吉田	5	5	5	5
大滝・荒川	5	5	5	5
計	20	20	20	20

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【事業の概要】

■個々の高齢者の状態変化に応じた適切なケアマネジメントをケアマネジャーが実践することができるよう、地域の基盤を整えるとともに、個々のケアマネジャーへのサポートを行います。

- 地域のケアマネジャーに対する個別相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術指導等の相談助言を行う。
- 支援困難事例等への指導、助言。
- 地域のケアマネジャーのネットワークづくりとして年数回のケアマネジャー連絡会・研修会を実施。

実績	区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
	連絡会研修会	開催回数(回)		3		3	
見込量	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
	連絡会研修会	開催回数(回)	3	3	3	3	

3 包括的支援事業（社会保障充実分）

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

【事業の概要】

■医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが重要であることから、地域の医師会等との連携を強化し、在宅医療・介護連携推進事業を計画的かつ効果的に推進します。

また、推進に当たっては、看取りに関する取組や、地域における認知症の方への対応力を強化していくことが重要であり、さらに、感染症や災害時においても継続的なサービス提供を維持するため、関係者の連携体制や対応を検討します。

なお、地域住民に対して、医療及び介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、的確な情報提供や丁寧な説明を行っていくこと、及び関連施策との連携を図ります。【P28 重点取組】

実績	区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
	圏域ケア会議	開催回数(回)		10		13	
見込量	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
	圏域ケア会議	開催回数(回)	9	9	9	9	

(2) 生活支援体制整備事業

【事業の概要】

■単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加するなか、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療・介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を同時に図っていくことが不可欠です。そのため、地域の体制整備を推進する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置などの体制整備を促進します。【P30 重点取組】

(3) 認知症総合支援事業

【事業の概要】

■認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく保健医療サービス及び福祉サービスが提供される循環型の仕組みが構築されるよう、初期集中支援チームの運用・活用（認知症初期集中支援推進事業）及び地域支援推進員による活動（認知症地域支援・ケア向上事業）を推進し、認知症高齢者でも生活できる地域の実現を目指します。

また、第2号被保険者に該当する若年性認知症を含め、高次脳機能障害については、障害福祉分野と連携しながら、相談支援体制を整備していきます。【P29 重点取組】

(4) 地域ケア会議推進事業

【事業の概要】

■要介護状態等の予防または重度化防止を推進するとともに、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤を整備するため、民生委員や自治会等の地域の支援者・団体、専門的支援を有する多職種を交えた地域ケア会議を設置しました。今後も、市及び地域包括支援センターが役割分担を行いつつ、地域課題解決のための体制整備を推進します。【P31 重点取組】

実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
	地域ケア会議	開催回数（回）	27	27	9	
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	地域ケア会議	開催回数（回）	27	27	27	27

4 任意事業

(1) 家族介護支援事業〔家族介護用品支給事業〕

【事業の概要】

■家族介護用品支給事業は、市民税非課税世帯に属し、6か月以上寝たきり状態もしくは重度の認知症の状態が続いており、要介護認定で要介護4または5と判定された高齢者を対象に、1か月の支給限度内で紙おむつ等を毎月現物支給します。事業対象者には、紙おむつ排出用ごみ袋（有料指定ごみ袋中型）を1月あたり5枚支給しています。今後も引き続き、事業を推進していきます。

実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度
	紙おむつ支給	延利用者数（人）	383	454		445
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	紙おむつ支給	延利用者数（人）	420	408	396	384

(2) 家族介護支援事業〔認知症高齢者徘徊探索サービス事業〕

【事業の概要】

■徘徊探索サービスは、徘徊することのある認知症高齢者等が対象となっており、移動端末機を身につけることにより、徘徊その他の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、当該高齢者の安全を確保するとともに家族等の不安を解消します。今後は事業内容の検討を図り、引き続き、事業を推進していきます。

実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度
	移動端末機	利用者数（人）	1	0		1
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	移動端末機	利用者数（人）	1	1	1	1

(3) その他の事業〔成年後見制度利用支援事業〕

【事業の概要】

■成年後見制度の利用に際し、申立てを行うべき親族がない高齢者に対し審判の申立てを行うとともに、審判に要する経費や成年後見人等への報酬を負担する能力のない方には、その報酬の全部または一部を助成します。今後も、引き続き、事業を推進していきます。

実績	区分	単位	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度
	市長申し立て	件数（人）	1	0		0
見込量	区分	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
	市長申し立て	件数（人）	2	2	2	1

(4) その他の事業〔認知症サポーター等養成事業〕

【事業の概要】

■平成28年度から個人参加型認知症サポーター養成講座を開催しています。また、平成27年度に認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症サポーター研修会の開催や認知症カフェを開催し、地域の支援体制の構築を図っています。今後も引き続き、認知症サポーター等の養成を行います。

実績	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	養成講座	開催回数(回)		31	12
	認知症カフェ	延実施回数(回)	11	11	2

見込量	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
	養成講座	開催数(回)		12	12	12
	認知症カフェ	延実施回数(回)	8	8	8	8

(5) その他の事業〔在宅生活サポート促進事業〕

【事業の概要】

■みやのかわ商店街振興組合が運営主体となって、元気な高齢者の有償ボランティア「ボランティアバンクおたすけ隊」が、援助を必要としている高齢者や障がい者や子育て中の方を支援していく事業です。今後も引き続き、事業を推進します。

実績	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	サポート事業	延利用者数(人)		1,013	820

見込量	区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
	サポート事業	延利用者数(人)		650	650	650

5 地域支援事業に係る事業総額

地域支援事業に係る事業総額の各年度の費用額は下表のとおりです。

単位：円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業	290,387,984	290,387,984	290,928,224
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	16,000,000	16,000,000	16,000,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	14,180,000	14,180,000	14,180,000
任意事業	8,000,000	8,000,000	8,000,000
合計	328,567,984	328,567,984	329,108,224

第4節 保険給付費等の見込みと保険料の算定

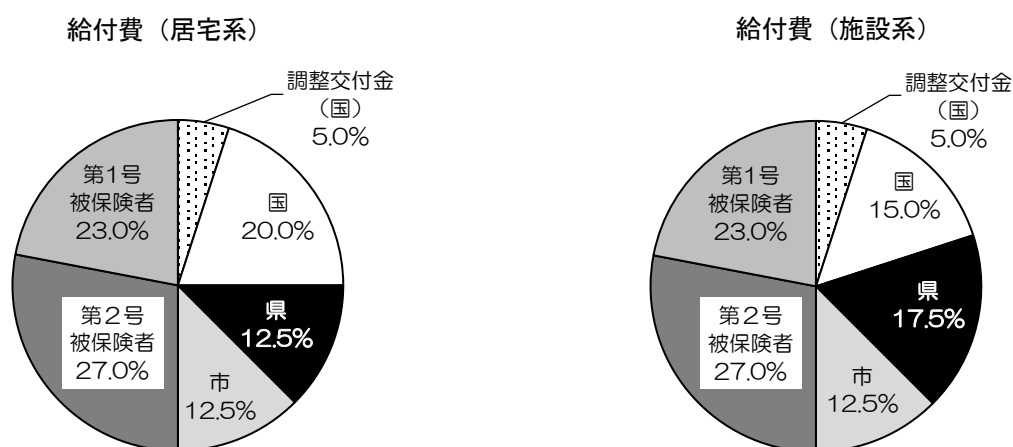
1 介護保険事業の財源

介護保険事業を運営するために必要とされる費用は、保険給付費（介護給付費、予防給付費）、地域支援事業費、事務費などから構成されます。

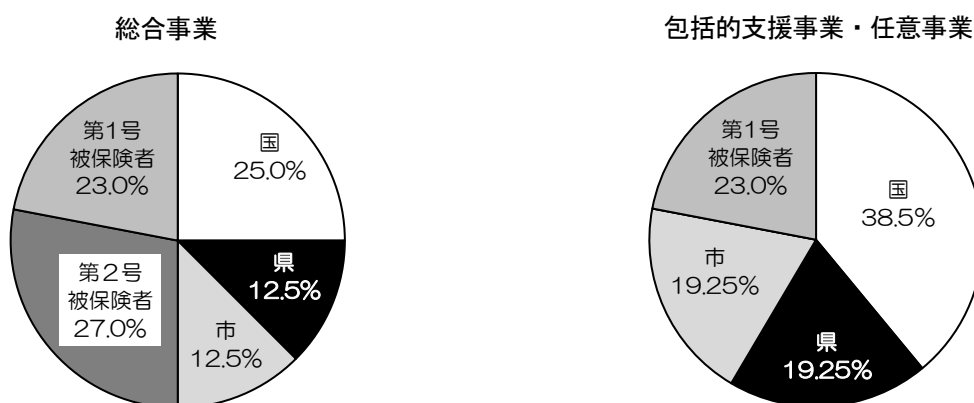
そのうち保険給付費と地域支援事業費の財源は、国の負担金、県の負担金、市の負担金、国の調整交付金、支払基金交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

この第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により政令で定められています。第7期介護保険事業計画期間（平成30年度～令和2年度）では標準給付費見込額や地域支援事業費の23%でしたが、第8期介護保険事業計画期間（令和3年度～令和5年度）でも23%になります。

〈標準給付費の財源内訳〉



〈地域支援事業費の財源内訳〉



2 保険給付費の見込み

令和3年度から令和5年度までの各年度における、標準給付費及び地域支援事業費は下表のとおり見込まれます。

■保険給付費の推計(令和3～5年度)

単位：円

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費＝(Ⅰ)＋(Ⅱ)①		5,689,586,000	5,824,000,000	5,940,048,000
内 訳	介護給付費計(Ⅰ)	5,489,540,000	5,618,477,000	5,731,176,000
	予防給付費計(Ⅱ)	200,046,000	205,523,000	208,872,000
特定入所者介護サービス費等給付額 ②		214,637,336	198,449,682	201,751,354
高額介護サービス費等給付額 ③		112,077,024	112,672,500	114,549,441
高額医療合算介護サービス費等給付額 ④		13,676,602	13,887,224	14,118,562
算定対象審査支払手数料 ⑤		3,091,520	3,139,120	3,191,400
標準給付費計 ⑥ (①+②+③+④+⑤)		6,033,068,482	6,152,148,526	6,273,658,757
地域支援事業費 ⑦		328,567,984	328,567,984	329,108,224
合計 ⑥+⑦		6,361,636,466	6,480,716,510	6,602,766,981

3 所得段階別被保険者見込数

■所得段階別被保険者見込数(令和3～5年度)

単位：人

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1段階被保険者数	3,205	3,203	3,195
第2段階被保険者数	1,730	1,728	1,724
第3段階被保険者数	1,515	1,514	1,510
第4段階被保険者数	2,551	2,549	2,543
第5段階被保険者数	3,099	3,097	3,090
第6段階被保険者数	3,334	3,332	3,324
第7段階被保険者数	2,503	2,501	2,495
第8段階被保険者数	1,024	1,023	1,021
第9段階被保険者数	411	411	410
第10段階被保険者数	254	254	253
第11段階被保険者数	97	97	97
第12段階被保険者数	54	54	53
第13段階被保険者数	105	105	105
合 計	19,882	19,868	19,820

4 第8期保険料基準額の算定

第1号被保険者の保険料は、3年間の計画期間中に見込まれる介護保険事業費の所定負担額を賄えるように設定しています。第1号被保険者の保険料基準額は次のように見込んでいます。

■第1号被保険者の保険料基準額

単位：円

区 分		算定式	金額等
①	標準給付費見込額		18,458,875,765
②	地域支援事業費		986,244,192
③	秩父市の必要サービス額	=①+②	19,445,119,957
④	第1号被保険者負担額	=③×23%	4,472,377,590
⑤	調整交付金相当額		966,528,998
⑥	調整交付金見込額		1,117,423,000
⑦	介護給付費準備基金取り崩し額		520,000,000
⑧	保険者機能強化推進交付金等交付見込額		30,000,000
⑨	保険料必要額	=④+⑤-⑥-⑦-⑧	3,771,483,588
⑩	予定保険料収納率（%）		97.7
⑪	所得段階別加入割合補正後被保険者数（人）		59,570
⑫	介護保険料基準額（年額）	=⑨÷⑩÷⑪	64,802
⑬	介護保険料基準額（月額）	=⑫÷12か月	5,400

注1) 端数処理関係で計算が一致しない場合があります。

注2) 調整交付金は、全国平均で交付率が5%となるよう、被保険者の所得構成や後期高齢者の割合により国が交付割合を決定します。この推計における調整交付金見込額は、厚生労働省作成の地域包括ケア「見える化」システムによる交付割合を使っています。

注3) 予定保険料収納率は、過去の収納実績を参考に想定しています。

5 介護保険料の算定結果と所得段階別保険料

以上の条件を踏まえて算出した介護保険料は、次のとおりとなります。

介護保険料基準額（月額）	5,400円
--------------	--------

各保険料段階においても、第5段階基準年額から各段階の保険料率に基づき年額保険料を算出しています。また各段階の月額保険料額は、年額保険料を12か月で除して算出した額となります。

■所得段階別の保険料

単位：円

所得段階	対象者	算定方法	保険料額
			年額
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方並びに本人及び世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.30	19,440円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.50	32,400円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.65	42,120円
第4段階	世帯内に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.85	55,080円
第5段階	世帯内に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額	64,800円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	74,520円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.25	81,000円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.58	102,380円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	103,680円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.80	116,640円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×2.10	136,080円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	基準額×2.30	149,040円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の方	基準額×2.50	162,000円

※ 第1段階から第3段階については、公費負担による軽減後の保険料率、保険料額となります。

第7章 要介護状態となることの予防及び重度化防止

高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする人が増え、サービス提供量は今後も増加していくものと見込まれています。

市では、サービスを必要とする人に対して必要なサービスが提供され、介護保険制度の持続可能性を確保できるよう、高齢者が要介護者等にならない取組や、重度化を防止する取組を重点的に行います。

それらの取り組みの達成状況を毎年度評価するとともに、成果指標を掲げ、高齢者が可能な限り地域において自立した生活ができることを目指します。

また、高齢者の自立支援・重度化防止を推進するため、高齢者福祉施策及び介護予防施策の充実に努めます。

(1) 各段階における取組

① 高齢者の介護予防の取組

高齢者が地域において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことや地域活動などに参加できる機会を増やしていくことが重要です。

通いの場の取り組みについては、国が示している基準（2025年までに通いの場に参加する高齢者を8%とすること）を目指し、通いの場の取り組みを推進します。

② 要支援・要介護認定者の重度化防止

要介護認定者等に対しては、利用者一人ひとりの状態に合わせた、柔軟な介護サービスを提供できるよう努めます。

また、利用者に適切かつ効果的な介護サービスが提供されるよう、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上に努めていくとともに、地域密着型サービス事業所等に対する実地指導を計画的に実施します。

③ リハビリテーション提供体制に関する取組

リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要です。このため、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すため、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制の構築を推進します。

第8章 計画推進のために

1 保健・医療・福祉の連携強化

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、認知症や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、保健、医療、福祉の各関係機関の相互連携の強化に努めます。

2 ボランティアなど福祉的活動の推進

高齢者の生活や介護している家族などを支えるには、一般保健福祉サービス、介護保険給付サービスだけでは十分とはいえません。住み慣れた地域で、人々との心の通った生活を続けていくためには、シルバー人材センター、民生委員・児童委員、健康推進員、在宅福祉員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団、老人クラブ、ボランティアやNPOなどの地域の活動による支援が不可欠です。このような活動を推進するため、地域の高齢者を支えあう体制づくりに努めます。

3 介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会の開催

市民（被保険者代表）、介護サービス提供事業者代表、関係団体、学識経験者等による運営協議会を定期的開催し、介護保険事業計画の進行管理及び評価を行い、介護保険事業の円滑な実施に努め、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保を図ります。なお、介護保険運営協議会は地域包括支援センター運営協議会を兼ねています。

4 計画の進行管理と評価・点検

計画に基づき施策の実現が図れるよう、毎年度において事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルの適切な運用による進行管理を行うとともに、目標値などを設定している事業はその達成状況について定量的な評価を行います。

また、当該評価結果については、速やかに県に報告を行うとともに、広く市民に公表し、透明性の確保を図ります。

5. 埼玉県との連携

本計画に盛り込まれた多くの施策・事業は、介護保険制度をはじめ、保健・福祉制度に基づいて実施されることから、国・県はもとより、周辺市町村との連携を強化します。

特に、県の支援や助言を踏まえながら、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用して、市の実情及び地域課題を分析することや、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた必要な取り組みを進めます。

業務の効率化の観点においても県と連携しながら、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組めます。

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携してこれらの設置状況等必要な情報の積極的な把握に努めます。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図ることが重要であり、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県に情報提供する等、その質の確保を図ります。

資料編

1 計画策定の経緯

(1) アンケート調査

項目	内容
調査期間	令和2年6月22日(月)～7月10日(金)
調査対象者	65歳以上高齢者
調査方法	郵送による配布、郵送による回収
回収結果	①高齢者に関する調査 (介護認定を受けていない方) 配布数：1,300件 有効回答数：976件 有効回収率 75.0%
	②在宅介護実態調査 (介護認定を受けている方) 配布数：300件 有効回答数：195件 有効回収率 65.0%

(2) 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会 会議経過

期 日	実施項目	内 容
令和2年12月16日(水)	第1回策定委員会	●委員長及び副委員長の互選について ●秩父市高齢者福祉計画(素案)について ●アンケート調査結果について
令和3年2月8日(月)	第2回策定委員会	●秩父市高齢者福祉計画(案)について ●介護保険料について

(3) 秩父市高齢者福祉計画等検討委員会 会議経過

期 日	実施項目	内 容
令和2年10月19日(月)	第1回検討委員会	●秩父市高齢者福祉計画の策定について
令和3年2月10日(水)	第2回検討委員会	●秩父市高齢者福祉計画(案)について

(4) 秩父市高齢者福祉計画等作業部会 会議経過

期 日	実施項目	内 容
令和2年10月19日(月)	第1回検討委員会	●秩父市高齢者福祉計画の策定について
令和2年11月18日(水)	第2回検討委員会	●秩父市高齢者福祉計画(素案)について
令和3年2月5日(金)	第2回検討委員会	●秩父市高齢者福祉計画(案)について

(5) パブリックコメント結果

項 目	内 容
募集期間	令和2年12月21日(月)～令和3年1月20日(水)
応募方法	直接持参・FAX またはEメール
応募件数	2件

2 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 秩父市高齢者福祉計画の見直し及び秩父市介護保険事業計画の策定（以下「計画の策定等」という。）を行うとともに、高齢者に関する保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的推進を図ることを目的として、秩父市高齢者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定等及び高齢者サービスの総合的推進のため、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定等に必要な審議及び意見聴取等を行うこと。
- (2) 高齢者に関する保健、福祉、医療関係者相互の情報交換を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月10日訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

秩父市議会議員

秩父市町会長協議会代表

秩父郡市医師会代表

秩父郡市歯科医師会代表

秩父市民生委員・児童委員協議会代表

秩父福祉事務所長

介護保険事業者代表

秩父市社会福祉協議会代表

介護保険被保険者等代表（公募）

その他学識経験者

3 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

	団体名	氏名	備考
1	秩父市議会議員	赤岩 秀文	
2	秩父市議会議員	土谷 眞一	
3	秩父市町会長協議会	山口 辰雄	
4	秩父郡市医師会	水野 究紀	
5	秩父郡市歯科医師会	並木 史江	
6	秩父福祉事務所長	大木 正仁	
7	秩父市民生委員・児童委員協議会	女部田 猛文	
8	秩父市社会福祉協議会	野口 健	
9	秩父福祉会 白砂恵慈園	内藤 優子	
10	介護老人保健施設 ビッラ・ベッキア	石原 雅哉	
11	生協ちちぶケアステーション	若林 晴子	
12	第1号被保険者代表	持田 由美子	
13	第1号被保険者代表	多田 みどり	
14	第2号被保険者代表	加藤 尚美	
15	第2号被保険者代表	横田 好一	

4 秩父市高齢者福祉計画等検討委員会委員名簿

(敬称略)

	所属部	職名	氏名
1		副市長	竹中 郁子
2		教育長	倉澤 俊夫
3	市長室	室長	宮前 房男
4	総務部	部長	林 昭弘
5	財務部	部長	藤代 元
6	環境部	部長	町田 秀夫
7	市民部	部長	山岸 剛
8	福祉部	部長	浅見 芳弘
9	保健医療部	部長	横田 佳子
10	産業観光部	部長	江田 正広
11	地域整備部	部長	加藤 猛
12	吉田総合支所	総合支所長	柳原 徳男
13	大滝総合支所	総合支所長	永田 充徳
14	荒川総合支所	総合支所長	山中 令子
15	市立病院事務局	局長	小松 伸也
16	会計管理者	会計管理者	北堀 芳明
17	教育委員会事務局	局長	中野 茂
18	議会事務局	局長	原嶋 勉

5 秩父市高齢者福祉計画等検討委員会作業部会委員名簿

(敬称略)

	所属部	所属課	職名	氏名
1	市長室	地域政策課	主幹	黒田 誠
2	総務部	危機管理課	主査	丸山 菊夫
3	市民部	生涯学習課	主任	浅見 高宏
4	福祉部	社会福祉課	主査	加藤 康孝
5	福祉部	障がい者福祉課	主席主幹	板橋 和美
6	保健医療部	地域医療対策課	主幹	新井 達也
7	保健医療部	保健センター	主任保健師	笠原 千春
8	地域整備部	建築住宅課	主査	柿原 玲生
9	吉田総合支所	市民福祉課	主事補	吉川 萌子
10	大滝総合支所	市民福祉課	主席主幹	中山 朗
11	荒川総合支所	市民福祉課	主事補	新井 ひかり
12	市立病院	地域医療連携室	主任	原 菜々美

6 秩父市高齢者福祉計画等事務局名簿

(敬称略)

	所属部	所属課	職名	氏名
1	福祉部		部長	浅見 芳弘
2	福祉部	高齢者介護課	課長	田端 富子
3	福祉部	高齢者介護課	主幹	富田 利津子
4	福祉部	高齢者介護課	主査	新井 周代
5	福祉部	高齢者介護課	主査	黒澤 薫
6	福祉部	高齢者介護課	主事	磯村 迪生
7	福祉部	秩父地域包括支援センター	所長	加藤 武信
8	福祉部	秩父地域包括支援センター	主席主幹 (保健師)	島山 令子
9	福祉部	秩父地域包括支援センター	主幹	堀口 剛志

秩父市高齢者福祉計画

—高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画—

(令和3年度～令和5年度)

発 行 令和3年3月

企画・編集 秩父市 福祉部 高齢者介護課
〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号

T E L (0494) 22-2211 (代表)

F A X (0494) 27-7336



秩父市イメージキャラクター

ポテくまくん

